

II 男女共同参画施策の実施状況

第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣習などを見直してみよう

1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

①議会への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○女性の政策決定参画セミナー等の開催		各種講座、セミナー等の開催 【18年度実績】 ・開催回数：54回 講座等受講者：延3,550人 【19年度実績】 ・女性の政策決定参画セミナー、女性のための審議会等人材養成講座などを各種講演会、セミナー等を実施。
○男女共同参画社会づくり推進事業	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	【18年度実績】 ・男女共同参画白書 800部 配布先：市町村、関係団体 ・男女共同参画マップ 3,000部 配布先：市町村、図書館、地域団体等 ・啓発リーフレット 1,000部 配布先：県民向け 【19年度実績】 ・施策実施状況を随時H.P公開 ・啓発リーフレット 6,000部 ・男女共同参画マップ 2,500部
○議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	・託児実績：13人（18年度） ・託児サービスを受けられる方の利便性の向上を図るために、18年8月に議会棟1階に移転、改装を実施。 ・託児室の利用促進を図るために、積極的に広報活動を行っている。（テレビ・ラジオ・県政だよりでのCM、議会中継中のテロップ、新任議員説明会での周知等）
○議会棟における女性トイレの充実	・女性議会傍聴者の利便性の向上や女性議員等が働きやすい職場環境の改善を図るために、女性トイレの増設を推進	・議会棟2階の女性トイレを1据増設し、2据とした。 ・議会棟別館2階の女性トイレを2据増設し、3据とした。（19.11前に整備完了）

②審議会などへの女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○国への規制緩和の要望	・審議会等への女性の参画の障害となっている法律に定める充て職による委員任命の規制を緩和するための国への要望	（各審議会所管課が具体的に要望することが必要）
○男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・審議会等委員の選考に活用	・男女共同参画に関する人材の養成、女性の登用促進などを推進する。 ・登録者数：173人（20.3末現在）よりん彩H.Pで公開。 ・センター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図る。
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）
○社会参加応援託児体制整備事業	・県が設置する委員会等に参加する委員等の託児を実施	・18年度は、1件実施。 ・19年度も、県庁内各課への周知を行い、該当者の委員への積極的な登用を促した。

③自治体の管理職への女性の登用を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	<職員課> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。 ・全体の管理職総数に占める女性管理職の割合 5.7% ・管理職を含む係長級以上職員数に占める女性職員の割合 12.6%（19.4.1現在） <教育総務課> ・能力や実績に応じて、女性管理職員を積極的に登用するよう、人事異動において個別に配慮している。 ・全体の管理職総数に占める女性管理職の割合（19.4.1現在） ・本庁：16.1%、地方機関及び教育機関21.7%
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・県・市町村の役割分担を考慮し、人材育成に重点を置いて実施している。受講者の満足度は高い。	・当面、人材育成重点の考え方を継続する。また、講座・セミナー等主催事業の事業評価を試行的に実施する。	男女共同参画推進課
・年次報告書は、内容を再検討するとともに、配付先、作成方法を見直した。 ・マップは、市町村が行う研修等で積極的に利用されており、有効に活用されている。	・引き続き作成し、研修、講演会等で積極的に用い、意識の浸透に努める。 ・配付先を精査し、HPやデータファイルで代替できる箇所には電子媒体に代える。ただし、電子媒体を閲覧できない方用に最低限の部数を作成し、必要箇所に配布する。	
・利用者からは「安心して子どもを預けれるようになった」など、高い評価を受けた。また、保育サポーターからも水道設備の設置、泣き声が会議室等に漏れない場所への移転など、託児環境が改善されたとの評価を受けている。 ・託児は議員の紹介による傍聴者の利用が主で、一般傍聴者での利用はほとんどないのが現状。傍聴における託児サービスの認知が不十分。	・広報予算の枠内で、テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を通じて、認知度を向上させ、引き続き利用促進を図っていく。 ・議会傍聴者のみならず、県庁での執行部の会議、イベントなどで託児が必要な場合などにも利用していただくよう引き続き周知する。	議会事務局
・11月定例会では、傍聴者がトイレ前で順番待ちをするといった状況はなくなり、利便性が向上した。 ・また、特に女性議員、女性職員の職場環境が格段に改善された。		

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
	(引き続き、各審議会所管課が具体的に要望することが必要)	職員課 →H20人事・評価室、各審議会の所管課
・利用状況：HPへのアクセス数をカウントしていないので不明だが、HP公表データより詳しい情報を求める照会が時々ある。 ・人材登録：人材発掘が難しく、登録が進んでいない。	・引き続きセンター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図る。	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	
・実施がなかつたが、該当する者があまり委員等になつていないものと推測される。	・事業を継続するとともに、当該施策内容の周知に努める。 ・20年度も県庁内各課への周知を行い、該当者の委員への積極的な登用を促す。	子ども家庭課 →H20子育て支援総務室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<職員課> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。	<職員課> ・引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を推進する。	職員課 →H20人事・評価室 教育総務課
<教育総務課> ・能力等に応じた女性管理職の登用が実施できている。	<教育総務課> ・引き続き、能力・実績に基づいて、女性幹部登用に努める。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）
○教育・研究機関の方針決定過程における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関（大学等）における園長、校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大の方策について検討	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関（大学等）における園長、校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行った。 ＜女性役員等の割合＞ 高等教育機関 15% 私立学校（学校法人） 21%

⑤積極的改善措置（ポジティブアクション）の考え方を広める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）

2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を変えてみよう
教育と学習の機会を充実しよう

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実	【これまでの実績】 ・県内外の教職員等を対象とした「鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、講演会、シンポジウム、分科会等を行い、道徳教育の一層の充実を図った。（約550人参加） 【19年度実績】 ・8月6～7日の2日間にわたり、県内外の教職員等を対象とした「第18回鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、記念講演・分科会・公開授業・シンポジウム等を行い、これからの道徳教育のあり方にについての研修を深めた。（約660人参加）
	・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施	・校長会、各種人権教育研修会、学校訪問等の機会を捉えて、事例集の活用が図られるよう働きかけており、今後も継続して働きかける。 ・教育センターが教職員を対象とした専門研修、管理職研修を実施している。
○男女共同参画意識の育成	・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成する	・男女共同参画社会の実現の必要性については、教科「家庭」（平成6年度から男女とも必修）の科目「家庭総合」「家庭基礎」における家族と家庭生活を取り扱った内容を学ぶ中で、また、教科「公民」の科目「現代社会」における基本的人権、職業生活、労働条件、少子社会等を取り扱った内容を学ぶ中でそれぞれ学習している。 ・また、教科「保健体育」では、結婚生活と健康について取り扱う中で、責任感や相手への思いやり、周りの人（パートナー）への支援の必要性を学習しているほか、特別活動全体の中でも男女相互の理解と協力の大切さを学習している。
○未来の親となるための学習推進	・保育の体験活動を実施し、子育てを実感させたり責任感を自覚させる。また、親としての意識啓発のための参考資料を生徒に配布する	・子育てに関しては、教科「家庭」の科目「家庭総合」や「家庭基礎」の中で学習を行っており、また、ホームルームの時間等を活用して学習している学校もある。 ・さらに、様々な機会を捉えて保育体験学習を実施している。（19年度：県立高校19校 18年度：県立高校16校） ・県教育委員会では、学校のこうした活動を支援するため、19年度までは、副読本を7,000作成し、県内の全ての高校2年生を対象に配付。

②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○とっとりの文化芸術探訪事業	・「尾崎翠」や「尾崎放哉」、「生田長江」など、全国的に大きな業績を残しながらも、地元ではあまり知られていない本県ゆかりの文化芸術活動者に光を当て、その功績や人間的魅力を再評価し、顕彰する	【19年度実績】 ・「尾崎翠フォーラム」の開催支援 ・「尾崎放哉を知る会」講演会の開催 ・「よみがえる因幡の詩心」シンポジウムの開催支援～伊良子清白、坂本四方太、田中寒波～ ・生田長江顕彰事業の支援 ・河本緑石顕彰事業の支援 今後も引き続き、地域のかたがたと連携して顕彰を行うとともに、本県の魅力向上に努める。
○特定の分野に偏らない進路指導	・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導を行う	・多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう、各学校で特色ある教育活動を展開しており、進学や就職指導においても、生徒個人の進路希望や資質能力に応じて、生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を行った。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画 推進課
・現状を把握することはできたが、問題点・課題を明らかにするに至らなかった。	・女性の参画拡大に伴うメリットを示し、高等教育機関と一緒にになって検討する。	青少年・文教課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画 推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・「鳥取県道徳教育研究大会」の中で、相手のことを思いやる心や、男女が互いに異性についての正しい理解を深めていくような態度を育てることの大切さやその指導の具体について協議するなどして研修を深めた。	・県内外の教職員等を対象に同規模・内容の研修会を実施する。	小中学校課、 特別支援教育室 →H20特別支援教育課
・事例集をHPに掲載し、活用を図っている。 ・19年度は73%の小学校において人権学習年間指導計画に女性の人権に関する問題を位置づけている。	・引き続き、男女共生教育が充実実施されるよう、機会を捉えて働きかける。	人権教育課
・教科「家庭」「公民」「保健体育」において、男女が協力して社会づくりを進める指導は、教科目標どおりでできた。	・引き続き、男女が協力して社会・家庭生活を築くことの重要性を認識させるよう指導に努める。	高等学校課
・副読本は、教科「家庭」の授業等で利活用されている。 ・保育体験学習については、重要性が認識され実施校が増えた。	・保育体験学習の重要性について、教育課程研究集会や教科教育研究会等を通じて理解を図り、実施校の増加に努める。 ・20年度以降においては、副読本はホームページ掲載し、各家庭や社会教育においても活用できるようにして、印刷配布は行わないこととする。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・本県ゆかりの文化芸術活動者の顕彰が進み、県民に、その功績や魅力が着実に知られてきており、地域の誇りとして浸透してきた。また、シンポジウムやフォーラム、企画展などの開催を通じて、先人の足跡を知る学習機会を提供することができた。	・引き続き、本県ゆかりの文化芸術活動者の顕彰活動を支援するとともに、活動の担い手の掘り起こしにも努める。	地域資源振興室 →H20文化政策課
・各学校において、進学、就職いずれにおいても、性別による固定的な観念に捉われない進路指導ができた。	・引き続き、生徒の適性・能力を生かし、個を大切にした指導に努める。	高等学校課

③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○生涯学習講座等の開催	・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催 ・学校開放講座の実施 ・生涯学習講座等を企画・実施する社会教育主事や公民館主事等に対する研修の実施	・男女共同参画の視点に立った学習を進められるよう、「教育・福祉」などをテーマとした講座を開催するとともに、生涯学習講座等を企画・実施する者に対する研修を実施した。
○生涯学習情報の提供	・インターネット、広報紙等での生涯学習情報の提供	・「県民学習ネット」や広報誌「生涯学習とっとり」などにおいて、関連する生涯学習情報を提供した。
○県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	・鳥取県立人権ひろば21管理委託費 県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 ・人権ライブラリーの運営(図書、啓発ビデオ等の選定・貸し出し) ・交流スペースの運営(イベント、人権学習会等の開催) 【19年度実績】 ・来館者数 4,820人 ・図書等貸出 1,552件 ・小イベント 12回
○(社)鳥取県人権文化センターへの支援	・人権問題に関する各種研修会、講座の開催	・鳥取県人権文化センター補助事業 (社)鳥取県人権文化センターに対し助成を行い、専門機関として人権問題調査研究、人権啓発推進員養成・実践講座の開催、人権啓発事業等を行っている。
○県民自ら行う人権学習の支援	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	・県民自ら行う人権学習支援補助金 県民が自ら企画・実施する人権意識向上のための学習会などの開催経費の一部を補助し、人権啓発活動を促進している。
○人権協働ネットワークの推進	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	・人権協働ネットワーク「ミニシンポジウム」実施事業 県民の人権に関する自発的な取り組みを公募・委託実施し、協働による地域の研修機会の提供等人権啓発を推進している。
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	(再掲)
○男女共同参画センター事業	・男女共同参画週間事業の実施 ・よりん彩活動支援事業の実施 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画リーダー研修等の開催 ・その他普及啓発、情報収集と提供、図書、ビデオの貸し出し ・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	【18年度実績】 ・各種講座、セミナー 開催回数: 54回 受講者数: 延3,550人 ・蔵書数: 6,822冊 貸出数: 2,836冊 ・相談件数: 2,891件(内訳)一般相談: 2,764件 心の相談(女性): 83件 男性相談: 8件 法律相談: 25件 【19年度実績】 ・男女共同参画週間事業: 6/24(日)智頭町で開催、コンサート及びパネルディスカッション ・彩活動支援事業: 県民が自ら企画、開催する事業に対して支援(講師謝礼等) ・男女共同参画フォーラム: 9/20
○男女共同参画意識調査事業(平成21年度予定)	・県内在住の成年男女対象に調査、報告書の作成・配布	・5年毎に実施→次回は21年度の予定。

④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男性対象のセミナー開催(男女共同参画フォーラム)		【18年度までの実績】 ・これまで「男性セミナー」として講演会方式による公開セミナーや男性が子と一緒に家事(料理)を体験しながら学ぶ諸人数による実践的なセミナーを実施してきた。 【19年度実績】 ・男性をターゲットに、ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたフォーラム「生活と調和のとれた働き方を考える」を開催し、男女共同参画への理解を深めた。 開催日: 19.9.20(木) 参加者: 約300人

広報・啓発活動を充実する

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るために広報活動を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○「男女共同参画の目指すべき姿」PR事業	・第2次計画に示した「男女共同参画社会の目指すべき姿」をわかりやすい形でPR	・第2次計画策定にあわせ、啓発用リーフレット、ビデオを作成し、PRに努めた。
○市町村男女共同参画担当課長会議、研修セミナーの開催	・各市町村に対し条例、計画等の策定の促進	計画の策定等の促進。 ・担当課長会議を7/5に開催し、計画等の策定状況を説明。 ・市町村行政懇談会(10/22)において、計画策定を促した。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・講座や研修会の開催により、意識の高揚が図られた。	・引き続き講座を開催し、学習機会を提供する。	家庭・地域教育課 各教育局
・情報提供により、県民の学習を支援することが出来た。	・引き続き情報提供を行い、県民の学習を支援する。	
・施設規模、立地条件からは良好な利用状況。また、経年の推移も概ね堅調である。	・引き続き指定管理による運営を行い、サービス向上の工夫、併せて経費節減にも努める。	人権推進課
・人権分野を幅広く偏りなく調査研究・普及啓発する県内唯一の専門機関として機能している。 ・指導者（ファシリテーター）が養成・登録されているが、今後は、実際の活動の場を一層拡大していく必要がある。 ・県民による実践をうながすための支援策として有効に活用され、浸透も進んでいる。	・会員の市町村、民間団体等との一層密接な連携のもと、事業内容の充実に努める。 ・取組主体の多様化に留意しつつ、引き続き実施する。	
・社会的に関心を集め、広く県民に啓発すべき課題について、県民の自発的取組みと啓発の促進が図られている。	・実施地域、テーマ、受託団体に偏りが生じないよう、テーマの提案・県民団体への事業PRなど積極的な働きかけを引き続き行う。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画 推進課
・各種講座・セミナー：県・市町村の役割分担を考慮し、人材育成に重点を置いて実施しているが、受講者の満足度は高い。 ・情報提供：資料貸出件数は17、18年度2年連続で増加、18年度が過去最高の貸出数。 ・9月のフォーラムには企業の方を含め約300名の参加があった。 ・相談事業：18年度は対前年度18%減。相談内容に適した専門機関の紹介、法テラス創設等により相談件数は減少したが、1件ごとの相談時間は増加している。	・当面、人材育成重点の考え方を継続する。また、講座・セミナー等主催事業の事業評価を試行的に実施する。 ・引き続き、資料収集に努めると共に、講座等での出張図書貸出を実施するなど利用増を図る。県立・市町村立図書館との横断検索、相互貸借システムを検討する。 ・引き続き、相談室の周知に努める。18年度に「相談の手引き」を作成したので、相談員が更に適切な相談対応できるよう努める。18年度から相談事例からの施策化提言を検討しており、逐次提言していく。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・多くの企業関係者の方に参加いただいた。今後、経営幹部等への啓発により働き方の見直しにつながることを期待している。	・ワーク・ライフ・バランスに関するシンポジウム等を開催、普及啓発に努める。	男女共同参画 推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・リーフレットを公民館等に配布し、広報に努めている。	・作成したリーフレット、ビデオ等を用い、講演会、研修会等でPRしていく。	男女共同参画 推進課
・現在、4町村で計画策定作業中 (智頭町、琴浦町、南部町、日吉津村)	・該当市町村に対して、状況確認及び働きかけを行う。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○人権尊重理念の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発広報事業 　　テレビスポットの制作・放映、人権情報紙の作成、ラッピングバス等による啓発広報を行い、人権問題に関する理解を促進している。 ・とっとりユニバーサルデザイン推進事業 　　啓発展示及び研修を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図っている。 ・人権問題研修推進事業 　　県・市町村の行政関係者を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した施策の推進を図っている。
○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援 	(再掲)
○人権協働ネットワークの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託 	(再掲)

②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業経営者等に対する啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題研修推進事業 　　企業関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した取り組みの推進及び人権意識の高揚を図っている。
○情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における情報教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校及び特別支援学校では、総合的学習の時間、道徳、情報科等で、情報リテラシーの教育を行っている。また、医師や通信会社等の外部の専門家を招き、男女の人権尊重やインターネットを利用する際のモラルやマナーの講演会を開催し、学習機会の拡大や情報提供に努めている。さらに、PTA研修会においても、インターネットや携帯電話等を利用に関する研修を開催した。
○「鳥取県行政広報物ガイドライン」による広報物作成時のチェック		<ul style="list-style-type: none"> ・関係者への周知。

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○青少年健全育成条例施行	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書指定審査会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例については、19年度にインターネット利用環境などを踏まえた第9次条例改正を行い、H20.4.1から施行された。 ・図書類自動販売機を新たに設置させないよう協力員による調査活動を行い。設置台数0台を維持した。 ・有害図書類を青少年が入手しないよう、有害図書指定審査会をH20年3月に開催した。
○メディアとの接し方に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会主催による「フォーラム」の開催 ・NPOに委託し、ケータイ・インターネット教育推進員養成、子どもたちの正しいメディア利用を推進するような保護者等への啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や関連企業・団体などと連携し、情報判断能力を育てるための啓発活動等を行っている。
○学校における情報教育の充実	<p>学習を通して 「情報活用能力」を養う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報活用の実践力 ・情報の科学的な理解 ・情報社会に参画する態度 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校では、各教科や総合的な学習の時間の中で、情報機器を使った調べ学習や、まとめをプレゼンテーションにして学習発表会を実施している。また、情報の科学的な理解と、情報社会に参画する態度については、中学校の「技術家庭科」の教科の中で、情報基礎の学習をしている。（コンピュータのしくみと基本操作、生活と情報との関わり、私たちの生活とマルチメディア等） ・県教育センターにおいて、情報発信や個人情報保護など、時代の流れに対応した研修を行っている。とりわけ、情報モラルに関しては情報教育の基本として初任者研修等で取り上げ、教員の指導力の向上を図っている。 ・県内の全小中高特別支援学校の管理職を対象とした情報モラル研修を実施した。（9月） ・県内の全教職員を対象にしたe-ラーニング型情報モラル希望研修を特設した。（11月～1月） ・教職員が授業でICTを活用して指導するための、e-ラーニング型ICT活用指導力向上研修を実施した。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・県民に親しみやすい媒体、わかりやすい内容に努めており、特に人権情報紙については充実を評価する多くの声が寄せられている。 ・県民各層へのユニバーサルデザイン理念の啓発活動の取組みは緒についたところ。 ・県職員の人権研修として、推進員研修（推進員必修）、職場研修・単位制研修（全職員必修）が定着。所属研修の充実を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発効果の向上を常に意識し、多様な人権問題をわかりやすく伝えていくよう引き続き努める。 ・他部局と連携して、様々な分野のイベントに出展するなど手法を工夫する。 ・各行政分野で人権尊重の理念を具現化すること目標に引き続き実施する。 	人権推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の人権セミナーに多くの企業関係者等が参加し、概ね好評の反響。 ・情報の収集、判断する能力及び必要性の認識が徐々に高まっているが、不十分な点も多くある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者のニーズやアップツーデートな人権課題に留意してテーマ設定を行い、引き続き実施する。 ・引き続き研修、講演会等で積極的に用い、意識の向上に努める。 ・広報担当者会議等での資料配付など啓発を行う。 	人権推進課 特別支援教育室 →H20特別支援教育課、小中学校課、高等学校課、家庭・地域教育課 男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを始めとした青少年を取り巻く環境の浄化に繋がる。 ・ケータイ・インターネット教育推進員の出前講座や、PTA等との連携による啓発活動や啓発資料の作成・配布により、保護者や児童・生徒に対するメディアとの接し方についての理解を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後引き続き施策を実施する。特にインターネット利用環境に関しては、フィルタリングソフトの導入率が向上するよう、教育委員会など関係機関が連携して現状調査や取組みを行う。 ・県民に広く浸透するよう引き続き啓発活動を行う。 	青少年・文教課 家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・学校における情報機器を使った学習は徐々に広がりを見せており、 ・情報モラルに関する教育は研修会等を通して、一定の効果はあるが今後も継続した取組みが必要である。 ・インターネット社会の負の側面に焦点を当てた研修を実施した。実施後アンケートに、情報モラルの育成が喫緊の教育課題であることを認識した趣旨の意見が多く見られた。 ・情報モラル管理職研修により管理職がケータイ、インターネット社会の現状把握をするとともに、各学校での情報モラル教育の指導力向上につながった。 ・e-ラーニング型情報モラル研修の実施により、教職員の情報モラルに対する意識の向上とともに、指導力の向上につながった。 ・ICT活用指導力向上研修により、全ての小学校と特別支援学校小学部の教職員がICTを活用して授業できる力がついた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する管理職等の研修会を通じて各学校における指導を充実していく。 ・教職員の情報モラルに関する指導力向上をねらいとした研修の実施。 	小中学校課、特別支援教育室 →H20特別支援教育課、教育センター

3 様々な分野で男女共同参画を進めよう

①防災・復興分野で男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援	・女性防火組織の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を進める。	・女性防火・防災連絡協議会幹事会での意見交換の実施。 ・防火・防災をテーマにした講演会、研修会への参加の呼びかけ・参加支援 ・今後は、県内・県外の活動事例収集・検討を行い、県内組織への情報提供を行うとともに新たに組織づくりに取組む市町村や婦人会等女性組織の支援に取組む。
○地域ごとの組織づくりや活動推進への支援		
○鳥取県女性防火・防災連絡協議会による事業の推進	・女性の消防団活動への参加拡大	

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○地域づくり推進費	・地域づくりに関する相談、助言 ・地域づくり情報誌（因伯人）の発行 ・地域づくりセミナーの開催。 以上の取組等を「鳥取県地域づくりセンター」に委託	・相談・助言 (1)コーディネーター配置による相談、助言 (2)窓口業務相談、助言内容等の集計、報告 等 ・情報発信 (1)情報誌「因伯人」の発行(1,000部×4回) (2)ホームページによる情報提供 等 ・地域づくりセミナーの開催（年3回）
○環境教育推進事業	・環境教育・学習アドバイザー制度 ・学校等で使用する環境教育の教材作成等	【19年度実績】 ・子どもエコクラブ、学校、一般の県民等が実施する環境学習に、とつとり環境教育・学習アドバイザーを派遣し、環境学会のサポートを行い、県民の主体的な環境学習の促進を図っている。 19年度末の当アドバイザー登録数：36人
○子どもエコクラブ活動支援事業	・活動発表・交流会の開催 ・活動経費の支援	【19年度実績】 ・子どもエコクラブの登録促進等を目的に、活動経費に対して補助を行っている。 ・子どもエコクラブの現状 登録数：46クラブ（18年度末現在：45クラブ） メンバー（子ども）とサポーター（大人）数：3,060人（18年度現在：2,479人）
○環境立県協働促進事業	・地域住民団体等が実施する環境活動に対して支援	【19年度実績】 ・自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの環境立県に資する活動を実施する地域住民団体などを支援することにより、県民との協働による環境立県の実現を推進している。19年度末の支援数：31件
○グリーン購入推進事業	・グリーン購入とつとりネットを中心に購入普及啓発	【19年度実績】 ・グリーン購入の普及啓発を目的として、「グリーン購入とつとりネット」へ以下の業務を委託 ①会誌の発行やホームページによる広報 ②環境イベント等における県民への普及活動や出前講座による説明 ③グリーン購入に関する情報収集
○鳥取県環境学術研究振興事業	・県内の高等教育機関（大学等）における環境に関する学術研究に対する支援（補助又は委託） ※研究テーマの採択にあたり、可能な範囲内で男女のバランスを考慮	・19年度は研究テーマの採択にあたり、男女のバランスを考慮する場面はなかった。
○高等教育機関「知の財産」活用推進事業		

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を変えてみる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○住民自治の推進方策の検討と啓発	・県内の自治会等の活動状況の把握 ・住民自治の推進に向けての県内外の取り組みの調査とその紹介 ・住民自治の必要性の啓發	【18年度実績】 ・各市町村担当課より自治会の活動状況、住民自治推進のための施策等を聞き取り調査、結果を取りまとめ各市町村に送付。 ・県政だより12月号で住民自治を進めるための特集記事掲載 【19年度実績】 ・次世代改革推進本部（安全安心地域活性化チーム・地域活性化部会）の「コミュニティ振興」の取組として、域活動に熱心に取り組む県職員OBの聞き取りを行うなど、コミュニティに係る課題と県の施策のあり方等を検討していく予定。 現在、聞き取り先候補のリストアップ及び聞き取り事項について調整。
○ともに歩む自治会づくり支援事業	・男女共同参画を活用した自治会づくり実践事例集を作成し、活用	【19年度実績】 ・検討委員会設置 ・4～10月 課題整理、調査 11～3月 手引き書作成

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 会議に参加してもらうことで、今まで交流のなかつた地域間での情報交換が図られている。 女性消防隊と連合婦人会との合同の取組など、新たな連携が生まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性防火・防災組織の参加数、参加者数を増やし、より自発的な運営にシフトしていくようする。 全市町村で女性消防団員の採用が実施されるよう支援 	消防課 →H20消防チーム

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターによる相談窓口業務 地域づくり団体の相談窓口、県の事業の仲介も行っており、団体の活動を側面的に支援している。 情報発信業務 情報誌は、取材される側の発奮材料となっており、また紹介された団体の事業が他団体にとってもよい刺激となっている。 地域づくりセミナーについてはセミナーの内容にも相当の評価を得ているが、団体同士の交流の場ともなっている。ネットワークが広がる効果を持っている。多数の参加者あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな取り組みとして、地域づくり団体の交流会を開催し、交流会を通じてネットワークの形成に資する。 また、地域づくり団体リーダーを養成するため、地域づくり全国大会へ派遣することにより、人材育成に努める。 その他、セミナー等も講師に趣向を凝らし、より質の高いものを提供していく。 	協働連携推進課
<ul style="list-style-type: none"> こどもエコクラブ、公民館、婦人会などで、空き缶風車の工作、自然観察の解説などの各種環境保全活動に対し、効果的に活用されている。 実際に環境活動を実施されている方々から登録希望があり、昨年度より7名増と登録者が順調に伸びている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村や環境団体とも連携を図りながら、アドバイザーの人材発掘に努める。 公民館、PTA等へ制度PRや県HP内容の充実などを引き続き実施し、活用促進を図る。 	環境立県推進課
<ul style="list-style-type: none"> 33のこどもエコクラブが、補助金を活用し、ゴミ拾いなどの美化活動、身近な自然観察、空き缶風車などのリサイクル工作など様々な環境学習や活動を実施している。 19年度末現在では、3市6町にしかエコクラブの登録はなく、まだ県内全てに広がっているとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校、公民館（子ども会）などへのPR、補助金説明会の実施、HP内容の充実など、引き続きこどもエコクラブの登録を推進していく。 	
<ul style="list-style-type: none"> PTA、住民の任意団体などの事業者が、ごみのリサイクル、自然観察、自然環境保全のための周辺整備などの各種環境保全活動に対し、効果的に活用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金説明会、制度紹介HPの内容充実など、事業者の開拓を引き続き行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> HPアクセス件数の増（年間3万件）や出前講座（計5回、530名）などにより、会員数が増加（一般会員1,438）しており、広報の効果が現れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託先の「グリーン購入とっとりネット」が自立した団体となるよう働きかける。 市町村や商工団体へ、事業への参加を要請する。 	循環型社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> 19年度は研究テーマの採択にあたり、男女のバランスを考慮する場合はなかったため、効果・評価はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> 採択に当たっては研究内容の評価を優先し、当落線上に複数ある研究については女性のものを優先する。 	青少年・文教課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 現在コミュニティ組織の運営にかかわっている方からコミュニティ運営の課題問題点の聞き取りを実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取り調査の実施後に、論点整理等を行い、市町村と意見交換を行う予定。 また聞き取り結果から、住民参画が高まるための工夫や先進事例についての啓発資料とする。 	分権自治推進課 →H20自治振興課
<ul style="list-style-type: none"> 手引きが活用されれば、市町村にとって男女共同参画による自治会づくりを進めるためのガイドラインとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 作成した手引きを活用し、普及啓発と講師養成を行う。 	男女共同参画推進課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・子育てサポートリーダー養成講座の実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が行う子育て講座の開催や、家庭教育に関する広告による啓発を通じ、家庭や地域社会における男女共同参画について啓発を行った。
○家庭や地域社会における子育て実践・支援活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等と連携した、家庭や地域社会における基本的生活習慣の定着及びルール・マナーの確立のための実践活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等と連携して子育て支援活動に引き続き取り組むことにより、家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った考え方を啓発した。
○父親の家庭教育参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の家庭教育参加を考える集いの開催 ・おやじサミットの開催 ・「おやじの会」の取組支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おやじの会」などの活動支援を通じて父親の地域活動や家庭教育参加を促し、地域社会や家庭における男女共同参画を促進した。
○人権尊重理念の啓発(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布 	(再掲)
○県民自ら行う人権学習の支援(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援 	(再掲)
○人権協働ネットワークの推進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託 	(再掲)
○男女共同参画センターによる普及啓発事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間事業の実施 ・よりん彩活動支援事業の実施 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画リーダー研修等の開催 ・図書、ビデオの貸出 ・課題に応じた調査研究とマニュアルの作成 ・その他普及啓発、情報収集と提供、各種相談、交流活動支援 	(再掲)

②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○非営利公益活動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOの活動支援：アドバイザー派遣、NPO運営研修会、NPO制度説明会 ・職員の啓發：県・市町村職員NPO研修会 ・県民向け情報誌発行 	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣 活用団体1団体 ・NPO制度説明会 烏取市で6回開催 ・広報補助金 活用団体23団体 ・NPO・ボランティア団体交流会 倉吉市と米子市の2ヶ所で開催し28人の参加 ・助成金情報及びイベント情報のHPへの掲載及びメール配信 ・職員の啓發 <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村職員NPO研修会 烏取市と米子市の2ヶ所で開催し230人の参加。 ・県民向け情報誌発行 1回当たり4,000部で4回発行。
○青少年育成国際協力推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援 	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青年海外協力隊の普及広報活動や帰国報告会の開催に係る経費について助成を実施（585,159円補助）。 ・19年度から、青年海外協力隊員を「とっとり国際協力大使」として委嘱し、県を紹介するための各種資料を送付するとともに、活動内容を県のホームページでPRしている。
○社会教育関係団体指導者の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人会、青年団等の活動支援 ・PTA指導資料作成、新任役員に対する研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人会、青年団、PTAなど社会教育団体への支援を通じ、引き続き当該分野での男女共同参画を促進した。
○ボランティア活動、地域活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援する。社会において地域や家庭の一員として貢献できる人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校裁量予算学校独自事業において、各学校の生徒の実情に応じて、ボランティア活動や地域への貢献活動を行おうとする生徒の自主企画支援をしている。また、教科「家庭」や「公民」をはじめ、ホールーム活動、学校行事、総合的な学習の時間などを活用した環境教育、エネルギー教育、福祉教育やボランティア活動体験や、進路指導など学校教育活動全般を通じて、地域や家庭の一員として貢献できる人材育成を行った。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・市町村等が行う講座の開催等を通じて家庭や地域における県民意識を高めた。	・講座の開催等を通じ、引き続き啓発を図る。	家庭・地域教育課
・PTAと連携した子育て支援活動を通じ、保護者及び児童・生徒の理解が深まった。	・19年度で終了。	
・おやじの会への活動支援を通じて父親に対する意識啓発を図った。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	
(再掲)	・県職員が地域社会の一員としても、人権尊重理念の啓発の役割を担うことを期待する。 ・20年度から、町内会等が主催する人権研修への県職員の参加を促す仕組みを工夫した。(単位制研修に認定)	人権推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・NPOの活動支援では新たにNPO・ボランティア団体交流会を実施し、それぞれの団体がネットワークを広げるための機会を設けた。また、イベント情報及び助成金情報も積極的にNPO団体へ届け、活動の充実を図った。 ・職員の啓発は従来より大きめの研修会とし、主に課長及び課長補佐級の啓発を図ることにより、各所属管理職のNPO団体との協働に対する気風の醸成に努めた。	・県民向け情報誌は、契約の相手方をNPOに限定せず、より質の高い情報を県民に届けるよう努める。 ・新たにNPO相談員を設置することにより、NPOが気軽に悩みを相談できる場を確保するとともに、相談員を中心としたネットワークの構築を図る。 ・その他、NPO・ボランティア団体交流会、広報補助金、アドバイザー派遣等、継続実施することでNPO活動の側面支援に努める。 ・職員啓発については、フォーラムを実施することにより、県内外へ広く協働をPRしていく。また、基礎研修も回数を増やすことにより、より多くの職員の協働に対する理解を深めていく。	協働連携推進課
・青年海外協力隊の広報活動や帰国報告会の開催に係る助成は、国際協力に関する県民の意識啓発に寄与しているものと思われる。	・引き続き、青年海外協力隊の広報活動等を支援するとともに、「とっとり国際協力大使」として委嘱し、活動内容を県のホームページでPRすることにより、更なる普及啓発を図る。	交流推進課
・社会教育関係団体の活動支援を通じ、団体活動における男女共同参画意識の高揚を図った。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	家庭・地域教育課 各教育局
・各学校において、教科、総合的な学習の時間等における授業や予定された事業等、学校教育全体を通じて取り組んでいるほか、学校によっては有志のボランティア隊(部・同好会)による活動も行った。	・引き続き、各学校が実情に応じて計画・実施するともに、有志による活動の拡大に努める。	高等学校課

5 国際社会の一員として行動しよう

①国際社会の一員として男女共同参画の取組みへの理解を深める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○子どもの権利条約普及推進事業	・啓発パンフレットを作成し小学校、中学校、盲・聾・養護学校に通う児童のいる全世帯に配布	・16年3月に啓発パンフレットを作成し、県内の全小中高校、幼稚園、保育所その他関係機関に配布した。 ・17年度には小学生用の学習資料を作成し、県内の全小学校に配布した。 ・今後も、機会を捉え、普及啓発を図る予定。

②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○環日本海女性指導者交流事業	・環日本海女性指導者交流会への開催、参加(第1回(H17)は江原道、第2回(H18)は鳥取県で開催各持ち回り)	・第3回環日本海女性指導者国際交流会へ参加した。 日時: 19.10.4~6 場所: 韓国江原道

③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○在住外国人支援事業	・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」開催 ・留学生オリエンテーションの開催 ・日本語クラス運営事業 ・ボランティア登録制度の運営 ・生活相談窓口の運営	【19年度実績】 ○国際交流財団事業(県の助成を受け同財団で次の事業を実施) ・私費留学生奨学金支給 対象者11名 ・県内3箇所(東部3回、中部2回、西部3回)で在住外国人と一般県民の交流会を実施(参加人数:延140名) ・留学生オリエンテーションの開催2回(4月・10月) ・県内3箇所(東部、中部、西部)で在住外国人向け日本語クラスを開催(週1回) ・ボランティア登録制度の運営(20年3月時点:404名)とスキルアップ講座等を実施 ・県内3箇所(東部・中部・西部)で英語・中国語による在留生活相談窓口を運営

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

①女性の能力開発を進めるための支援を行う

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○職業訓練事業	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施(2ヶ月~2年間)	【19年度実績】 ・長期訓練(1~2年): 132名 ・短期訓練(2~6ヶ月): 648名
○男女共同参画推進企業認定事業	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	書類審査、実地審査をしたのち、認定委員会に審査し、知事が認定する。 【19年度までの実績】 15年度(3社) 16年度(5社) 17年度(9社) 18年度(118社) 19年度(38社) 合計: 173社(うち、建設業126社、その他19社、コンサル28社) 建設業は格付優遇措置により増加
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	・チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発	【19年度実績】 ・建設業以外の企業への働きかけ ・県出資法人への働きかけ ・認定企業のメリットや取得企業からPRなどを行った。 (再掲)

②雇用の場において男女に平等な機会(チャンス)があり、かつ母性が尊重される企業を育成する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲)	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)
○よりん彩活動支援事業(研修支援講座)		・県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金、会場使用料等を支援。 【18年度実績】 公開講座 5件 参加者: 628人 研修支援講座 22件 参加者: 881人(うち、企業利用1件、50人) 話しの広場 6件 参加者: 180人(一部未集計) ・その他 企業セミナーを2団体で実施。 【19年度実績】 ・前年同様の活動支援事業にあわせて、企業セミナーも行う。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・鳥取県に根ざした子どもの権利の理解の推進を図るための一助となった。	・各資料等の活用の状況等を踏まえつつ、機会を捉え、当該条約の普及啓発を行う。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・仕事と家庭の両立のための支援方策について有意義な意見交換が行えた。併せて、日韓の女性交流の再開の一助となった。	・継続実施、参加の予定	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・交流会の実施等、各種国際交流事業により、異なる文化の相互理解が深まっているものと思われる。 ・在留相談窓口や在住外国人向け日本語クラスの開催により、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に寄与しているものと思われる。	・引き続き、各種国際交流事業や在住外国人支援を行うことにより、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に努める。 ・在住外国人が生活するうえで必要な医療、育児等の各専門分野について、通訳サポートーの育成をしたり、関係機関の連携を推進することにより、多文化共生の実現を図る。	交流推進課 (国際交流財團)

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・長期訓練の就職率は81.1%、短期訓練65.9% (※19年度20年3月末現在の実績)。	・引き続き求人ニーズと訓練ニーズの把握に努め、訓練を実施していく。	労働雇用課→H20経済・雇用政策総室
・県出資法人への意向調査を踏まえ、戸別訪問するなど認定に向けて具体的な働きかけ、手続きを行っている。 ・他の民間企業についても徐々にであるが広がりつつある。	・優れた取り組みやユニークな取り組みを行っている企業を表彰し、広く紹介する。また、ロゴマークを作成し、制度の普及啓発に努める。	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
・各種講座・セミナーは、県・市町村の役割分担を考慮し、人材育成に重点を置いて実施している。受講者の満足度は高い。	・当面、人材育成重点の考え方を継続する。また、講座・セミナー等主催事業の事業評価を試行的に実施する。	

③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブアクション）を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)
○企業自立化支援資金	・福利厚生施設の充実を支援	【19年度実績】 ・企業自立化支援資金では、福利厚生施設充実等に要する資金を対象に含めて支援中。（融資対象設備には特別な要件を定めていない） ・積極的PRによる利用促進に努めた。

④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○人権尊重理念の啓発（再掲）	・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料の作成・配布	(再掲)
○企業経営者等に対する啓発の充実（再掲）	・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	(再掲)
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲） ○よりん彩活動支援事業（研修支援講座）（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発	(再掲)
○勤労者福祉事業	・県内事業所の労使双方に労働情報を提供するメールマガジン「労働とっとり」を配信（毎月）	【19年度実績】 ・4月～10月・・・月1回(5日)配信 ・11月～3月・・・月2回(5日、20日)発行

⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○(社)鳥取県人権文化センターの相談事業への支援	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う	・鳥取県人権文化センター補助事業 (社)鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業に対し助成し、幅広い人権分野の相談に対応している。 ・人権相談窓口の設置／相談員（非常勤）1名 ・弁護士相談（月1回、無料）
○職場環境づくりの推進 ・セクシャル・ハラスメント防止委員会の設置 ・セクハラ専門相談員等の配置による相談体制の整備 ・その他の相談窓口の設置	・セクシャル・ハラスメント防止委員会を任命、委員会の開催 ・専門相談員（外部1名、内部20名前後）の配置 ・職場環境相談員として各所属で男女各1名を自室に選任 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・職場環境なんでも相談箱の設置 ・府内しAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置	【19年度実績】 ・セクシャル・ハラスメント防止委員12名を任命 委員会の開催：20.3.25（火） ・専門相談員（外部1名、内部13名）の配置
○学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図る。	・従来から学校に配置している非常勤のスクールカウンセラーに加え、19年度には臨床心理士資格を有する常勤の教育相談員を2名配置し、生徒への相談対応の充実を図ったところである。20年度には、さらに1名採用して3名体制とすることにより、教育相談員又はスクールカウンセラーの全県立高校配置を実現する。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲） ○男女共同参画に関する行政職員研修会の開催（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・セクハラ防止啓発リーフレット配布 ・セクハラ防止のための普及啓発を行う	セクハラ防止対策 【18年度実績】 ・認定企業及び申請しようとしている企業に対して啓発パンフレットを配布するとともに、企業等へのヒアリング時にセクハラ防止対策について働きかけ、業界団体への研修会等で説明を行った。 【19年度実績】 ・引き続き鳥取労働局との連携を図りながら企業等へ啓発を行っている。

2 仕事と家庭の両方を大切にしよう

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組みを進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業との連携による子育て環境の整備	・参観日等への参加促進、保護者の働く職場見学の実施、従業員に対する家庭教育相談事業の実施など、家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結する「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進 ・講師派遣等による企業等における研修支援	・企業との連携により、保護者が子育てに参加しやすい環境作りを進めることにより、男女共同参画の視点に立った子育てを支援した。 鳥取県家庭教育推進協力企業との協定締結・・・126社（平成20年3月末時点）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画 推進課
<ul style="list-style-type: none"> 利子補給及び信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減、福利厚生設備への投資意欲増強に一定の効果あり。 企業自立化支援資金の融資実績（19.4～20.3） 267件 3,400百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き積極的なPRにより、利用促進に努める。 	経済政策課→ H2O経済・雇用 政策総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	人権推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画 推進課
<ul style="list-style-type: none"> 登録者数（20.3末時点 約240人） 毎月の発行で最新の情報が提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数の増加 提供情報の充実 	労働雇用課→ H2O経済・雇用 政策総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 19年度相談件数 <ul style="list-style-type: none"> 相談員 延210件 弁護士 延35件 幅広い人権分野全てを対象とする総合的な相談窓口として限られた存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援を行う。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 18年度セクシャル・ハラスメントに関する相談は13件。 各職場への「出前講座」を実施し、人権研修の一環として、職場への意識啓発・注意喚起などの取組みを実施したところ、各職場での意識の高揚が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度実施する全所属を対象とした職場環境アンケート調査に基づいて、職場環境体制の強化及び充実を図る。 20年度は相談体制の整理を行い、より充実した職場環境づくりの推進を図る。 	福利厚生室
<ul style="list-style-type: none"> 生徒・保護者への継続的なカウンセリングにより、精神的な安定や状況の改善につなげている。 教職員へのコンサルテーションにより、教職員の良き相談相手であり心の支えとなっている。 学校の課題に基づく職員研修を、必要に応じて計画的に実施できるようになったところである。 	<ul style="list-style-type: none"> どの学校にも悩みや問題を抱えた生徒がいることから、スクールカウンセラーの全高校配置を図る。 	高等学校課
	<ul style="list-style-type: none"> 優れた取り組みやユニークな取り組みを行っている企業を表彰し、広く紹介する。また、ロゴマークを作成し、制度の普及啓発に努める。 	男女共同参画 推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 協力企業の増加により、子育てしやすい職場環境づくりに寄与することが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き協力企業の拡大に努める。 	家庭・地域教育課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況				
○子ども・子育て応援プログラムの実行（対象：県職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・子育て応援メッセージによる情報発信（制度・休暇の活用事例・研修会等の情報） 	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月「子育て応援メッセージ」を発行し、制度周知や意識啓発を行っている。 				
○職場環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中職員の職場復帰支援研修会の開催（対象：県職員） ・男の料理教室の開催（対象：県職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内3地区で開催 ・県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を行う ・料理経験のほとんどない男性職員を対象に、年1回調理実習を実施 	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中職員の職場復帰支援研修会の開催 20年2月 県内3箇所で開催 参加者数：37名 内容：①業務に関する情報提供②先輩職員による子育て体験談③情報交換 ・男の料理教室の開催（新米パパのための子育て講習会と同時開催） 20.3.17（月）実施予定 参加人数：20名程度を予定 内容：食育指導、料理教室、情報交換等 				
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 	(再掲)				
○育児・介護休業者生活資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業者に対し生活資金の貸し付けを行う 	<p>【19年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>17年度以前貸付</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>18年度以降継続分</td> <td>13件</td> </tr> </table>	17年度以前貸付	23件	18年度以降継続分	13件
17年度以前貸付	23件					
18年度以降継続分	13件					
○育児休業取得促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所育児休業普及指導員の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士に委嘱し制度の普及啓発を図る 	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業普及指導員の設置状況 22名 ・訪問事業所数 333事業所 				
○お父さんも子育て！推奨事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男性労働者に育児のための休業等を与えた事業主に奨励金を支給 	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働施策アドバイザー及び育児休業普及指導員による事業所訪問時に利用の促進に努めた。 <p><制度内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業規模：従業員100人以下 ・育児休業期間等：1週間以上6ヶ月未満（復職後3ヶ月以上継続雇用） ・休業の取得者：男性で2人まで ・社内規定の整備：必要 ・支給額：5万円～10万円 				
○産休等代替職員費	<ul style="list-style-type: none"> ・産休等の休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について、補助する 	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 36法人等に補助（補助額35,550千円） 				
○「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（鳥取県病院局）」の実行（対象：病院局職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種休暇・休業制度の周知 ・育児休業が取得しやすい環境づくり ・有給休暇が取得しやすい環境づくり ・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援ハンドブック」（各種制度等の周知用パンフレット）を作成し全職員に配布（18.3）。 ・職員の適正配置を勘案し、必要に応じ職員を採用（医療技術職、看護師）。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信（産休・育休中の職員には併せて病院情報、研修情報等を送信）（19.4～）。 				
○「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行（対象：公立学校教職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援制度の周知・男性の育児休業 ・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 <p>○次世代育成を支援する各種制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て体験事例の紹介 ・育児に専念できる環境づくり ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・男性職員を対象にした子育て講座の開催 ○仕事と子育てが両立できる環境づくり ・職場環境相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、福利室の広報を活用して周知を図っている。 ・年次有給休暇の計画的取得及び取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知している。 <p>○次世代育成を支援する各種制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙に、子育て体験事例や次世代育成支援対策促進法の概要等を掲載して、周知を図っている。 ・平成18年度から、教職員を対象とした子育てに関する講座を年2回開催している。また、19年度は育児休業中職員のための職場復帰研修会とお父さんのための絵本読み聞かせ講座を県内3会場で開催した。 ・職場環境相談に関するヘルplineとして、教職員メール相談窓口を活用している。 				

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得、妻の出産に係る男性の休暇取得は順調に推移、育児参加への意識が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースによる情報提供など、より情報を入手しやすい環境を整備するとともに、引き続き制度周知や意識啓発を行う。 	職員課 →H2O人事・評価室
<ul style="list-style-type: none"> ・職場復帰支援研修会 育児休業中職員に対して、業務に関する制度改革やシステム化等について情報提供を行うことにより、職場復帰に対する不安の軽減を図ることができた。 ・男の料理教室 男性職員が料理、子育て等を実際に経験することで、家庭での役割を改めて認識することができる。 	・継続して実施	福利厚生室
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・低利融資制度の需要は依然大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所要額の算定に適切な指導が必要（みなくる等で）。 	労働雇用課→H2O経済・雇用政策総室
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得など雇用環境改善の促進につながると思われるが、事業効果が見えてこない。フォロー、継続した指導が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業見直しを行い労務管理改善指導事業（中小企業労働相談所設置事業）として、県下3地区の中小企業労働相談所に労務管理アドバイザーを配置（3名×月4日勤務）し育児休業制度等の普及啓発を含め、就業規則、雇用環境改善などの指導助言を行う。 	労働雇用課→H2O経済・雇用政策総室
<ul style="list-style-type: none"> ・19年7月制度スタート。 ・県内には零細事業所、小規模事業所が多く、事業主の男性の育児に係る休業取得への理解が得られにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県下3地区の労務管理アドバイザー（月4日勤務）を配置し、1日3事業所を訪問し、事業主の意識改革を促す端緒となるよう周知に努める。 	労働雇用課→H2O経済・雇用政策総室
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での産休取得の促進につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 	子ども家庭課 →H2O子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の利用促進 ・勤務環境の向上 ・休業中の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画内容の具体的取扱いを検討（各種制度の更なる周知、制度が利用しやすい環境づくり）。 	病院局
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援制度等の周知を積極的に図ったことにより管理職員等の意識の向上を図ることができた。 ・男性職員の育児休業取得率は昨年に比べて減少 ・年次有給休暇の平均取得日数は昨年度と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、制度周知を図り、育児休業及び年次有給休暇の取得促進を図る。 	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の意識啓発が図られた。 ・子育て中の病気・安全等の不安の解消と、子育ての喜び・楽しさを知る方法として子どもとの関わりに役立つ遊びや技術等の知識を得ることが出来た。 ・育児休業中職員の復帰への不安を軽減するとともに、父親が絵本の読み聞かせを体験し、理解を深めることにより、育児参加への意欲を促進できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児への積極的な関わりを促進。 ・「わが家の子育て」と「地域社会全体で取り組む子育て」を率先する教職員を目指す取組みを実施。 ・仕事と子育てが両立できる環境づくりを進める。 	福利室

②子育てを支援する対策を充実する

具体的な施策	施策の内容	具体的な施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯） 	<p>【19年度実績】 18歳未満の児童が3人以上の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成19年度応募状況＞ 募集戸数83戸／応募者433名（5.22倍） ＜うち多子・多人数世帯＞入居決定者6名／応募者25名 ＜うち母子・父子世帯＞入居決定者31名／応募者198名</p>
○子ども・子育て応援プログラムの実行（対象：県職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援制度と具体的な活用事例の周知 ・育児休業任期付職員の採用 ・男性の育児休業や育児のための休暇の周知 ・子育て応援メッセージによる情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月「子育て応援メッセージ」を発行し、情報発信を行っている。 ・育児休業任期付職員について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。
○青少年育成鳥取県民会議運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成県民運動の推進（街頭広報・啓発活動、県民大会の開催） ・青少年育成推進指導員の設置及び研修会の実施 ・非行防止と環境浄化活動の普及啓発事業 以上との取組等を行う青少年育成鳥取県民会議へ経費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度は9,137千円の補助金を交付した。 ・市町村との役割分担、組織体制など、県民会議のあり方を見直しており、これらを踏まえて具体的な取組を検討し、20年度予算に反映させた。
○家庭の教育力向上のための県民の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における家庭教育・子育て講座の開催促進 ・家庭教育啓発、子育て関係資料の提供 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する電話相談や家庭教育啓発に関する公告により、子育てに悩む保護者のサポートと県民への意識啓発を行った。
○地域における子育て支援体制の構築促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等を中心とした地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を促進 ・PTAや婦人会等と連携した子どもたちを健やかに育む地域づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等を中心に、地域における子育て支援体制の構築を図っている。
○子ども電話相談運営費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体へ経費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度から子ども電話相談を行っているNPOを支援することによって、親、教員など、身近な大人に相談できない子どもたちの相談相手を確保し、児童の健全育成を図ることを目的として実施。 ・20年度も実施する。
○子育て・親育ち応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・お父さんのための子育て出前講座（メディア講座：テレビを消した後の子どもとのかかわり体験（絵本の読み聞かせ、おもちゃスタートなど））を県庁、民間事業所等で実施 ・親が自己肯定感等を高め、親として育っていくためのプログラムの普及、心のふれあいプロジェクト全国集会への経費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度より実施。 【19年度実績】 10月 大山町公民館 1月 鳥取鉄センター 三洋電機 3月 オムロン倉吉 ・18年度は補助金で予算計上していたが、福祉医療機構の助成を受けたため、予算は不執行。 ・19年度も、前年度同様の助成等の申請を行うとの主催者の意向を受け、予算は計上せず。事業の広報等に協力している。
○保育所に対する総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育、乳児保育、一時保育、地域子育て支援センター、障害児保育円滑化事業、休日保育、夜間保育、障害児保育、重度障害児保育事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する市町村に対して、国庫補助金に県費負担金をあわせて補助金を交付。 【18年度実績】 補助対象市町村：19市町村、補助額：169,163千円
○認可外保育施設支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設における保育環境を整備し、入所児童の福祉の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たす認可外保育施設に対して、入所児童数により補助金を交付。 【19年度実績】 補助対象市町村：4市、補助額：2,150千円
○放課後子どもプランの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を補助する ・すべての子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室の運営費を補助する 	<p>補助対象クラブ数 110箇所→116箇所（うち単県：25箇所） (1) 対象児童数要件 (10人以上、単県：5人以上) (2) 対象児童 (小学校低学年、単県：幼稚園児も対象) (3) 開設日数 (200日以上、単県：下限25日以上) (4) 長時間開設加算 (国庫・単県) 授業日に1日6時間を超え、かつ18時を越えて運営する場合、又は長期休暇等に1日8時間を超えて運営する場合に事業費加算を行う。 (5) 長期休暇加算 (単県) 夏休み等の長期休暇中に児童を受け入れる場合に事業費加算を行う。 (6) 障害児加算 (国庫・単県) 障害児を受け入れ、その担当職員を1名以上配置する場合事業費加算を行う。 (6) 開設日数加算 (国庫10人以上、単県5人以上) 250日を超えて開設するクラブに対し、1日ごとに事業費加算を行う。</p> <p>補助対象教室数 6町19教室、特別支援学校6教室 (1) 対象児童 すべての児童 (2) 開催日数 週日、土日等 (3) 場所 学校の余裕教室、公民館等</p>

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・多子世帯、母子・父子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、高倍率ではあるが、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。	・住宅困窮者に対しより的確に県営住宅を供給するため、子育て世帯等を対象とした定期借家の導入等、一定期間で入居者が入れ替わっていく仕組みの検討を行う。	住宅政策課
・男性の育児休業取得、妻の出産に係る男性の休暇取得は順調に推移、育児参加への意識が高まっている。 ・育児休業任期付職員を採用（19年度：4名）	・引き続き、制度周知や意識啓発を実施。 ・育児休業任期付職員の登録者数の増加を目指す。	職員課 →H20人事・評価室
・地域における青少年育成活動の主体である市町村民会議との連携が不十分で、効果的な取組となっていない。	・市町村民会議、自治会、育成者と一体となった活動が展開されるよう引き続き支援を行う。	青少年・文教課
・電話相談などを通じ、子育てに悩む保護者等に対する支援を行なうことが出来た。	・引き続き支援を行う。	家庭・地域教育課
・公民館を拠点とした委託事業の実施により、地域における子育て支援体制の構築促進が図られた。	・地域ぐるみの子育て支援を引き続き行う。	
・19年度より、電話の受け手13名により対応し相談時間を午後3時から午後9時までに延長した。	・引き続き実施する。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室
・講座後の感想として、普段仕事が忙しく、ほとんど子どもの世話をしたことがなかったが、この講座に参加し、絵本を読んだり育児についてもう少し積極的にしないといけないと感じたという意見等の声が聞かれた。	・引き続き実施する。	
・保育所が地域のニーズに対応した保育サービスを提供するために取り組んでいる様々な施策を支援することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進に効果があった。 ・保育に必要な絵本や教材の充実など、保育環境の向上につながった。	・経費助成ではなく、事業の広報等に協力する。 ・市町村の状況を踏まえながら助成を行う。	
・各市町村が必要とするクラブ・教室に対して運営費等の助成を行っており、県民のニーズにおおむね対応しているものと考えている。	・引き続き実施する。 ・市町村の設置予定を勘案しつつ、既設置クラブ・教室及びクラブ・教室新設に対する補助を行う。	
		家庭・地域教育課

具体的な施策	施策の内容	具体的な施策に関する取り組み状況
○第3子保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減する	・世帯の第3子以降の保育料の軽減を行い、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を実施。 【19年度実績】 補助対象児童：3,066人 補助額：310,127千円
○子育て応援パート事業	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを行う	・県が発行するパスポート（カード）を子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が商品の割引やポイントの加算などのサービスを提供したり、授乳室や子ども用の補助イスの利用など各種子育て応援サービスを行う事業で、地域や企業の協力を得て社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成を図ろうとするもの。 ・当該事業のPRを行うとともに、子育て家庭へのパスポート配布及び企業等への協力依頼を行う。
○ファミリー・サポート・センター事業	・育児・介護の相互支援事業を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）の運営、設立等に関し市町村に対し研修を行う	・市町村に対する研修 18年度は実施できず。 19年度市町村に意向確認を行ったが、開催に向けて合意が得られなかった。 【19年度実績】 実施園数 預かり保育：26園 子育て支援：25園 補助額：33,125千円
○心豊かな幼稚園づくり推進事業	・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	【19年度実績】 実施園数：26園 補助額：10,866千円
○同時在園保育料軽減事業	・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	【19年度実績】 実施園数：29園 補助額：26,030千円
○職場環境づくりの推進（対象：県職員） ・職場参観デーの実施 ・新米パパのための子育て講習会	・子どもの夏休み期間中、本府及び一部地方機関で実施 ・職員の子どもに親の職場での働く姿を紹介する ・新米パパの職員を対象に年1回実施 ・ミルクの飲ませ方や入浴のさせ方などの実技講習等を行う	職場参観デー 19.8.20（月）実施：他4地方機関でも実施 参加人数：11名（小学1～6年生） 内容：県の概要説明、警察本部庁舎見学、参加児童の保護者の職場参観等 ・子育て講習会（料理教室と同時開催） 20.3.17（月）実施予定 参加人数：20名程度を予定 内容：食育指導、料理教室、情報交換等
○みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プランの実行（対象：公立学校教職員）	・子育て支援制度と具体的な活用事例の周知 ・育児休業任期付職員採用の検討 ・男性の育児休業や育児のための休暇の周知	・校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、福利室の広報を活用して周知を図っている。 ・年次有給休暇の計画的取得及び取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知している ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信を行っている。

③ひとり親家庭の自立を支援する

具体的な施策	施策の内容	具体的な施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居家族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	【19年度実績】 20歳未満の子を扶養している配偶者のいない者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜19年度応募状況＞ 募集戸数83戸／応募者433名（5.22倍） ＜うち母子・父子世帯＞ 入居決定者31名／応募者198名
○ひとり親家庭総合支援事業	①母子家庭自立支援員設置（福祉事務所に4名配置） ②母子福祉対策推進費（母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援） ③ひとり親家庭福祉推進員設置 ④母子寡婦福祉資金償還協力員設置（福祉事務所に5名配置） ⑤母子家庭等就業・自立支援 ⑥母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業、常用雇用転換奨励金給付事業） ⑦ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業 ⑧ひとり親家庭助成（小中学校の入学の支度金）	①母子自立支援員を各福祉事務所に配置（4名）、ひとり親家庭の相談対応や就労支援等を行った。 ②ひとり親家庭の研修、交流事業等を実施する鳥取県連合母子会に対して補助を実施。パソコンや携帯電話にひとり親家庭への支援に係る情報をメールマガジンとして提供した。また、一時的な病気等の際に、家庭生活支援員を派遣した。（母子会委託） ③ひとり親家庭福祉推進員の設置を母子会へ補助実施。 ④母子寡婦福祉資金償還協力員を設置し、貸付金の償還・徴収を行った。 ⑤就労に有利な技能習得のため、パソコン講習の開催を母子会へ委託実施 ⑥母子家庭等のスキルアップ、技能習得のための自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業、常用雇用転換奨励金給付事業）を支給。 ⑦求職中の母子家庭の母、DV被害者を対象に専任の母子自立支援プログラム策定員（県東部に1名配置）によるきめ細やかな就業支援や職場体験研修を実施。 ⑧ひとり親家庭の子が小中学校に入学する際に、支度金（1万円）を支給。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・多子世帯の子育てにかかる経済的な負担軽減が図られた。	・より効果的な軽減策を検討する。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室
・19年11月18日からサービス提供開始。 ・20.3.31現在 申請者 約6,400世帯 協賛店舗数 約930店舗	・事業を継続して実施し、社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成に資する。	
・一部市町村に聞き取り調査を実施。研修内容等の要望ヒアリング等を行った。	・20年度から子育て支援総室へ事務移管	男女共同参画推進課 →H20子育て支援総室
・預かり保育は、全ての私立幼稚園で実施されており、幼稚園での教育時間終了後の保育の場の確保が行えた。 ・また、未取園児、保護者等への園解放、子育て講話会等により子育て支援の充実が図られた。	・20年度から私立幼稚園が行う子育て支援活動に対する助成を拡充する。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室
・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。	
・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。	・引き続き実施する。	
・親の働く姿を実際に見ることで親子のコミュニケーションが図られ、職場として子育てに協力することができた。 ・男性職員が子育て等を実際に経験することで、家庭での役割を改めて認識することができる。	・継続して実施。 ・継続して実施。	福利厚生室
・子育て支援制度等の周知を積極的に図ったことにより管理職員等の意識の向上を図ることができた。 ・司書及び学校栄養職員について育児休業任期付職員の募集を開始した。	・引き続き、制度周知を図り、男性職員の育児休業及び年次有給休暇の取得促進を図る。	教育総務課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・多子世帯、母子・父子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、高倍率ではあるが、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。	・住宅困難者に対しより的確に県営住宅を供給するため、子育て世帯等を対象とした定期借家の導入等、一定期間で入居者が入れ替わっていく仕組みの検討を行う。	住宅政策課
・生活支援、就労支援メニューはそろっているが、十分に活用されていないものもある。 ・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。 ・体験研修から就労につながるケースあり有効。就労経験のない者等にとって、職業適性等を判断する上でも有効。	・支援施策の情報提供、広報を行うとともに、利用者ニーズに沿った施策展開が必要。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○母子寡婦福祉資金貸付事業	・配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進する	・母子及び寡婦福祉法に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、母子家庭及び寡婦に資金の貸付を行う。
○児童扶養手当支給事業	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給。	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給。
○母子家庭・DV被害者就業支援事業	・求職中の母子家庭の母及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	・母子自立支援プログラム策定員を県東部に1名配置し、就労による自立支援を行う。 ・求職中の母子家庭の母及びDV被害者を対象として職場体験研修を実施。(18年度：5件)
○母子生活支援施設強化事業	・DV相談件数等の増加に加え、精神疾患等を伴う方などの母子生活支援施設への入所が増加しているが、母子の社会自立の支援を充実するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化する	・精神疾患等を伴うDV被害者や被虐待児などの母子生活支援施設への入所が増加していることを踏まえ、母子生活支援施設の処遇の強化を通して、母子の社会自立を支援するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置する場合に必要な経費を助成する。
○職業訓練受講促進事業	・一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	【19年度実績】 ・52名、30,275千円
○職場適応訓練事業	・母子家庭の母等の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける(一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給)	【19年度実績】 ・なし

④労働者が様々な働き方(時間、方法など)を選べるようにする

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○図書、ビデオの貸出(再掲)		(再掲)
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲)	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)
○多様な働き方支援事業	・中小企業労働相談所(労働・雇用相談員)の機能強化 ・キャリア・コンサルタント有資格者の配置、養成 ・キャリア・コンサルティングの導入→出産・育児後の女性労働者の就業継続・復職支援等、複雑・多様化する労働相談(キャリア相談・メンタルヘルス相談等)に適切に対処 ・労働講座(主に非正社員を対象)の開催(労働関係法令や制度等の解説、労働事例の紹介等 東・中・西部地区各4回)	【19年度実績】 ・キャリア形成支援(相談実績:38件) ・ワンポイントレッスンとして県下3地域で各4回開催。(受講者数:176名) ・内職紹介等情報提供(実績:1,189名)
○勤労者福祉事業	・中小企業労働施策アドバイザーによる事業所の労務管理改善の促進 ・正社員と非正社員との均衡待遇に配慮した労務管理の指導・助言(具体的な方策の例示、就業規則改正の指導等) ・先進事業所の優良事例の紹介 ・事業所の実施している非正社員に対する労働条件改善等の優良事例の紹介(優良事例紹介パンフレットの作成・配布)	【19年度実績】 ・中小企業労働施策アドバイザーによる社内コミュニケーション診断の実施及び事後指導の実施等 訪問事業所数:131事業所、 社内コミュニケーション診断実施事業所:2事業所 社内コミュニケーション実施事業所事後指導:53事業所 制度等の普及啓発:74事業所

3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

①男女共同参画の視点に立って考え方を変える

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画に係る啓発等	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚 ・集落組織等への女性参画に向けた啓発	<東部総合事務所> ・18年度は、家族経営従事者間で男女協働参画の協定締結者を中心に、見直し・更新を意識づける研修会を実施した。その結果、若い世代を含めた4者協定の合同締結式を実施した。 ・今後このような啓発活動の主体は、各市町農業委員会に徐々に移行することにしており、その支援を行っているものである。 ・集落活性化事業等に取り組む集落での組織体制への助言と、女性の意見集約及び参画意識の啓発を、リーダーとの話し合いや集落座談会等で実施してきた。今後も継続する。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・必要な資金貸付により、母子家庭等の経済的負担の軽減、就職や児童の就学等の一助となっている。	・引き続き実施する。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室
・国制度（手当支給により経済的負担の軽減）。	・制度改正（手当の削減）の影響を見ながら、効果的な就労支援策の検討が必要。	
・個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。 ・体験研修から就労につながるケースあり有効。就労経験のない者等にとって、職業適性等を判断する上でも有効。		
・職員配置により、利用者に対する処遇向上が図られた。	・引き続き実施する。	
・訓練手当全体の支給実績は伸びている。	・引き続き実施する。	労働雇用課→ H20経済・雇用政策総室
・ハローワーク主導で訓練が行われるため、訓練実績を伸ばす対策を取りかねる。	・ハローワークとの連携を密にして、訓練の利用を促進する。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	
・相談業務の幅が広がり、問題に対して多角的な助言指導が可能になった。 ・アンケートの回答によると講座の有益性を述べているものが多く、学习機会の提供の目的は達しているものと思われる。	・20年度から(財)鳥取県労働者福祉協議会に業務委託し、当協議会が設置するライフサポートセンターの事業(法律相談、金融相談等)と連携して、事業の充実を図る。 ・受講者のニーズの把握に努め講座内容の魅力をアップする。	労働雇用課→ H20経済・雇用政策総室
・社内コミュニケーション診断が有料になったことにより、実施事業所が減少。 ・中小企業労働施策アドバイザーを東部のみに配置していることから、東部地区に偏った指導助言となっている。	・中小企業労働施策アドバイザー(月10日勤務)を1名(東部地区)配置していたが、見直しを行い、県下3地区に労務管理アドバイザーを配置(3名×月4日勤務)することにより、県下全域をくまなく指導・助言及び制度等の普及啓発を図る。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
		各総合事務所

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
		<p>・関係機関と連携をとりながら認定農業者を中心に家族経営協定の締結について啓発し、共同経営者としての立場が確立出来るよう支援を行っている。</p> <p>・農産物の加工販売の取り組みによる起業化を目指す女性やそのグループ等に対し、技術および経営面に関して支援を行っている。</p> <p>・農林局では市町からの要請があった場合、家族経営協定の締結推進の会合等で、男女の固定的な性別役割分担意識について問題提起することにより意識啓発を行っている。</p> <p>・県民局では管内の各商会の総会で、男女共同参画推進による企業へのメリットなどを説明し普及啓発に努めている。</p> <p>・市町村等が企画する男女共同参画研修会等への支援（日吉津村男女共同参画講演会実行委員会への参画）、総合事務所長による講演（江府町明徳学園）等を実施した。</p> <p>・職員が業務を通して男女共同参画の理念を県民へ啓発するため、「西部総合事務所における男女共同参画勉強会」を実施した。</p> <p>・農林局では、各市町村農業委員会等に対し、家族経営協定締結推進の意識啓発を行うとともに、個々の農家に対しては協定締結に向けての支援を行った。結果3戸の農家で締結に至った。他にも締結を希望する農家、締結が必要な農家があり、今後も継続的に推進していく予定である。</p> <p>・農林水産業、商工業などの自営業というわけではないが、日野郡では、県、町、主旨に賛同する団体で構成する日野郡男女共同参画連絡会を組織している。研修会や講演会を通して、女性自身の参画意識向上を図っている。</p>
○次世代の漁業者育成事業	・全国女性研修会への参加費を助成	<p>【H19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし <p>【H20年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国青年・女性漁業者交流大会等の協議会への参加を推進

②物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況または今後の方向性等
○農業改良普及指導活動	<ul style="list-style-type: none"> ・女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性グループ等の生産技術、加工技術、経営技術向上のための支援 <p>【18年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の調理技等や活動を評価するコンクールに参加：1団体 ・生活研究グループ活動及び女性団体ネットワーク活動の支援
○鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	・商工会連合会、商工会議所連合会が行う講習会、研修会開催費の助成	<p>【19年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体（商工会連合会、各商工会議所）への交付金において、各団体女性部が行う活動（研修会の開催、全国大会等への参加）の経費の一部を助成した。 <p>【20年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金の対象事業として継続した。

③女性の働きや立場を正しく評価する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ ・女性農業委員の能力向上のための研修会開催支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営における方針決定の場への参画、役割分担、休日の取り方、給与の取り決めなど、近代的な経営に対する助言指導。 <p>【18年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結が新規に6組。
○林業普及指導事業（林業女性活動推進）	・女性グループの地域活動の支援	・海と山の交流会（林業者と漁業者の交流）の実施を支援。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p>・農業委員会と連携をとり、農業委員会だよりに家族経営協定の内容について記載してもらい、締結について啓発を行った。</p> <p>・技術面においてはかなり習得ができ、販売活動も軌道に乗ってきてている</p>	<p>・家族経営協定については、経営指導の一環として対応し、農業委員会と連携をとりながら啓発に努める。</p> <p>・起業家を目指す女性に対しては、販売促進、経営面においての能力向上をめざし、継続支援を行う。</p>	
<p>・農林局では、各市町農業委員会と連携して、家族経営協定の啓発研修会開催の支援を行うとともに、協定締結者間の交流や締結内容の見直し等を推進している。今年度家族経営協定の見直し3件、新規2件の締結がなされた。</p> <p>・県民局では商工業者が各地域毎に集う商工団体の総会で周知し、企業訪問時に個別に対応している。今年度は7企業が認定された。</p>		
<p>・漁協女性部は、魚食普及活動を中心に、環境保全、地元特産品のPR活動などを主体的に取り組んでおり、県全体での取り組みが進んでいる。（地産地消活動、日韓水産セミナーでの料理講習会など）</p>	<p>・継続支援する。</p>	水産課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p>・生活研究グループ連絡協議会の全国大会に3名が出席し、1名が一般社会人を対象とした食農活動の発表を行った。</p> <p>・農山漁村の女性団体4団体が、交流や共通する課題を学習、実践につなげるために自主的な会を立ち上げた。</p> <p>・生産を目的とするグループが、生産物の消費拡大の活動をまとめて発表し、受賞した。</p> <p>・2月16日倉吉市で、第1回農山漁村女性団体フォーラムを開催した。4団体の役員は、自主的な企画で、役割分担による運営により、協力しながら、啓発活動に取組むことの理解が深まった。</p>	<p>・計画に沿って引き続き支援。</p>	農林総合技術研究院 →H20農林総合研究所
<p>・全国大会等に参加し、他課の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。</p>	<p>・引き続き、交付対象事業として支援を行う。</p>	経済政策課→H20経済・雇用政策総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p>・東部、西部地区で新規部門開始、新規就農等に伴い、平成19年4月から現在までに3組の締結が行われた。</p>	<p>・計画に沿って引き続き支援。</p>	農林総合技術研究院 →H20農林総合研究所
	<p>・引き続き支援。</p>	

④起業家を目指す女性を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
・農業改良普及指導活動（再掲） ・チャレンジプラン支援事業 ・とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	<農林水産部> ・農産物加工、直売所、農村食堂等の生産物を活用した付加価値をつけた生産物の育成、流通に対する助言、指導。 【18年度実績】 農林総合技術院・新規の女性起業が15件増加（調査の見直しもあったため） ・チャレンジプラン支援事業：やる気のある農業者等を対象に実施。（補助率1/3、予算額180百万円） <地産地消推進室> ○オリジナル加工品づくり支援事業 ・18年度から、地元原材料を用いたオリジナル加工品の開発と販路開拓・拡大を行う小規模加工グループ等に対し支援（補助率1/2）
○鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	【17～19年度実績】 ・創業（特に女性、高齢者の起業）及び雇用確保に有効である企業組合の設立を促進するため、設立後の諸経費を1/2助成した。 17年度 1企業組合（企業組合藍染工房ちづぶる一） 18年度 0企業組合 19年度 0企業組合 ※H18・19年度は女性グループではない企業組合には助成（各年度とも1組合）
○SOHOビジネスサポート事業	・SOHOを活用した創業環境の整備やステップアップのため、SOHO支援事業者に補助金を交付	【19年度実績】 ・従来の事業に加えて、時間的制約や託児・介護負担等の、就業や研修参加に隘路を持つ者に対しての支援を図る「就労支援型事業」を設置。 ・また、従来型の「創業支援型事業」に於いても、昨年度まで対象から外れていた常社法人を対象にするなど、より多くの方が利用できるよう制度改正した。6月中旬頃から募集を開始。積極的な施策PRに努めた。
○新規参入資金、チャレンジ応援資金	・創業等、やる気と能力ある者に対し金融支援を行う	【19年度実績】 ・チャレンジ応援資金の申込受付回数を増やし（年2回→4回）利便性向上を図るとともに、新規参入資金も含めて積極的PRに努めた。
○鳥取県やる気のある企業支援補助金	・中小企業が行う独自性のある研究開発、経営革新計画に沿った研究開発・販路開拓等を支援	・企業化支援型の18年度採択件数4件（うち女性代表者なし）。独自技術型の採択件数12件（うち女性代表者企業1社）。 ・採択は法人代表者の年齢性別に関係なく行うものであり、今後も同様の方針。
○知的財産・ベンチャー発掘支援事業	・大学との共同研究や創業をめざした研究開発を支援	【18年度実績】 ・产学共同研究型の18年度採択件数10件（うち女性代表者なし）。ベンチャー型（創業に係る研究開発支援）については、18年度採択者なし。 ・企業に対する支援は法人代表者の年齢性別に関係なく行うものであり、今後も同様。個人の創業予定者に係る支援については、今後も引き続き募集を行い、採択者への支援を行う。

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう

①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○交通バリアフリーの促進	・交通バリアフリー基本構想に基づく鉄道駅等公共交通施設のバリアフリー化の促進 ・鳥取市交通バリアフリー基本構想の策定（H14） ・鳥取駅のエスカレーター設置（H12） ・倉吉市交通バリアフリー基本構想の策定（H17）	・鳥取市、倉吉市の基本構想は策定済み。 ・米子市は基本構想の策定に向け準備中 ・鳥取駅エスカレーターは設置済み。
○介護予防推進事業	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を行うとともに、市町村等に適切な助言・支援を行う	・18年度は介護予防市町村支援委員会を設置し、介護が必要になる状態を防ぐための取組について協議し、事業に従事する市町村や介護事業所の職員に対する研修会を開催。 ・19年度は運動器の専門部会を設置し、専門的見地から意見・協力が得られた。
○高齢者自立支援普及促進事業	・地域活動を積極的に推進する地区において自立支援概念の普及等に取り組むコーディネーターを養成し、地域の皆で助け合う「できる限り自立した日常生活を営む」地域社会を再構築する。	・18年度は研修により9市町・22モデル地区に29人の支え合いコーディネーターを養成し、自主活動に取り組む人材とコーディネーターとともに介護予防のモデル地域づくりに取り組む市町村の基盤づくりを行った。 ・19年度は活動費の助成を行ふとともに支え合いコーディネーターのフォローアップ研修を実施し活動の推進を図った。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p><農林水産部> チャレンジプラン支援事業 ・農産物加工で起業活動を行っている1グループが、平成19年度農山漁村女性チャレンジ活動表彰で、最優秀賞の農林水産大臣表彰を受賞することになった。この活動は、平成19年度「農山漁村女性の日」記念の集いで、もグループの代表が発表する。(受賞の予定は3月7日:東京にて)</p> <p><地産地消推進室> ○オリジナル加工品づくり支援事業 ・平成18年度に販路開拓・販売拡大6団体、販売に至った新商品開発3団体(うち男性代表団体が1団体)の実績。</p> <p>・17~19年度の3年間では、女性グループによる企業組合の設立は1件であったものの、財政基盤の脆弱な企業組合の設立間もない時期の経費を助成したこと、当該企業組合の発展に寄与することができた。</p>	<p><農林水産部> チャレンジプラン支援事業 ・やる気のある農業者に対して、今後も継続的に支援を実施する。</p> <p><地産地消推進室> ・引き続き支援を実施。</p>	農林総合技術研究院 →H20農林総合研究所、農政課、地産地消推進室 →H20食のみやこ推進室
<p>・新設の就労支援型事業に対して2件の申請予定があり、SOHOの課題解決に一定の効果があった。うち一件は、女性のSOHOを支援する団体からの申請であった。</p>	・企業組合の設立を支援している中央会において、引き続き制度普及を行う。	経済政策課 →H20経済・雇用政策総室
<p>・利子補給、信用保証料補助による事業者の資金調達コスト低減と産学官連携での目利きサポート等により、起業意欲増強に一定の効果あり。 ・平成19年4月~20年3月の融資実績 新規参入資金 243件 4,600百万円 チャレンジ応援資金 5件 220百万円</p> <p>・企業化支援型に販路開拓枠を設け支援の機動化を図ることができた。 ・今後も各種支援策の効果的な活用を推進していくことが必要。</p>	・引き続き、県内のSOHO支援団体に対して施策のPRを行う。 ・20年度から、チャレンジ応援資金の中に商業等創業枠を追加創設し、女性の商店開業等の支援を強化。 ・引き続き積極的PRにより、利用促進に努める。 ・採択は法人代表者の年齢性別に関係なく行うものであり、今後も同様の方針。 →独自技術型についてはものづくり事業化応援補助金に統合 経営革新型については事業継続	
<p>・企業化支援型に販路開拓枠を設け支援の機動化を図ることができた。 ・今後も各種支援策の効果的な活用を推進していくことが必要。</p>	・採択は法人代表者の年齢性別に関係なく行うものであり、今後も同様の方針。 ・個人の創業予定者に係る支援については、今後も引き続き募集を行い、法人同様に採択者への支援を行う。 →ものづくり事業化応援補助金に統合。	産業開発課 →H20産業振興戦略総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p>・鳥取駅については、14年度からバリアフリー化が進められ、利便性が向上している。 ・鳥取駅エスカレーターも多くの方に利用されており、移動の円滑化に寄与している。</p>	<p>・倉吉駅については、18年度から事業着手されたところであり、バリアフリー化が円滑に進むよう協力する。 ・米子駅については、県・市・JRの三者でワーキンググループを設置し、バリアフリー計画の早期策定に向けた検討が開始されたところであり、バリアフリー化の早期実現に向けて協力していく。</p>	交通政策課
<p>・市町村支援委員会及び専門部会の設置により、県として事業評価・市町村支援を行うための初期の体制づくりができた。 ・研修及び講演会については、参加者の評価も高く、介護予防事業を実施する市町村・事業者に対して効果的な事業実施のための情報提供ができた。</p>	<p>・介護予防について、一般県民、関係者の理解・協力を得るための普及啓発を重点化 ・事業評価や研修の実施など、市町村や関係者のニーズにあった支援策の実施</p>	長寿社会課
<p>・多くの市町村・支え合いコーディネーターに賛同いただき、モデル的な地域活動例として情報収集・検証できる体制づくりができた。 ・研修内容についても受講生の評価は高く、有益な研修となつた。</p>	<p>・支え合いコーディネーターの活動意欲の持続と、実際に活動する上で生じた課題の解決などのフォローアップ ・支え合いコーディネーター活動辞令について収集し、県内に広く普及する。</p>	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○地域リハビリテーション推進事業	・高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障害があっても住み慣れた地域でそこに住む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備する	・19年度は「地域リハビリテーション」概念の普及に取り組むとともに、次年度以降の国域地域リハビリテーション支援センターの指定について、委託内容や指定先を検討した。
○高齢者虐待防止推進事業	・介護保険施設等や医療機関での身体拘束や家庭における高齢者虐待が顕在化していることから、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備する	・家庭における高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応のための体制整備を行うとともに、引き続き施設等における身体拘束廃止を目指した具体的な実践指導（研修会の実施）を行った。・研修等を通じて、困難事例への対応スキル向上等を図り、高齢者虐待防止のために体制整備を進めていく。
○認知症対策事業	・高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴つて必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制をつくる	・かかりつけ医の認知症対応力向上研修を医師会に委託して実施したり、認知症の人と家族の会の当事者同士の支え合いを行う相談事業に補助を行った。また、各福祉保健局では、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、関係者会議を開催した。・19年度は、従来の事業を継続しつつ、新規に西部地区をモデル地区として認知症予防・早期発見から終末期まで地域生活を支援する関係機関のネットワーク形成を行う2年間の事業に取り組んだ。
○介護サービス等人材育成事業	・介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図る	・介護保険制度運営の人材である介護支援専門員、介護認定調査員、主治医意見書作成医師等に対して制度の質を担保するための研修を行った。また、「家庭介護型（ユニットケア）」を積極的に整備し尊厳を重視したケアを推進するため、ユニットケア施設職員の研修を実施したり、認知症介護に従事する職員に対する各種研修を行った。・引き続き各種研修を継続し、介護サービスの質の向上と円滑な運営を図る。
○男女共同参画による高齢者地域活動事例研究	・高齢者が社会の「支え手」として活動している事例を高齢者自らが調査し、高齢者の地域活動等への参加促進のノウハウを探る	・19年度の新規事業として、県老人クラブ連合会に補助し実施。事業の研究内容を検討するための委員会を立ち上げるとともに、高齢者の活動の現状把握のための調査を高齢者自らが調査した。
○ファミリー・サポート・センターへの支援（再掲）	・育児、介護の相互援助事業を行う会員組織の運営に助成及び設立促進	（再掲）

②障害者の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	【19年度実績】 高齢者、障害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成19年度応募状況＞ 募集戸数83戸／応募者433名（5.22倍） ＜うち高齢者世帯＞入居決定者23名／応募者125名 ＜うち障害者・同居親族障害者世帯＞入居決定者11名／応募者53名
○職場適応訓練事業	・障害者の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	【19年度実績】 ・なし
○障害者職業訓練事業	・障害者の雇用・就業の促進を図るために、障害者を対象とした職業訓練を実施（訓練生には訓練手当を支給） ・知的障害者対象（施設内訓練） 期間1年 ・身体障害者等対象（委託訓練） 期間1ヶ月～3ヶ月（最長6ヶ月）	【19年度実績】 施設内訓練（1年）：10名、委託訓練（1～3ヶ月）：33名 【20年度予定】 継続実施。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・『地域リハビリテーション』の概念が関係者間でも共通認識されておらず、理解・協力を得るためにも啓発が急務であることが明らかになった。	・地域の高齢者等に関わる医療・福祉関係機関・団体レベルでのネットワークづくり、システムの構築 ・関係者への「地域リハビリテーション」の概念の普及及び一般県民への周知	長寿社会課
・施設職員等を対象とした「身体拘束廃止圏域別意見交換会」では、他職員との意見交換を通じての再発見やスキルアップ等を研修成果として挙げた参加者が多く見られ、参加者の資質向上という研修目的は果たせたと思われる。	・19年度好評であったグループワークを通じて、参加者の考える力を養うとともに、意見交換を通じて参加者間の意識啓発等を図る。 ・20年度より、県内の権利擁護団体と連携し、地域包括支援センターの虐待相談・対応事業をサポートする新規事業を実施する。	長寿社会課
・介護予防・認知症対策を行う地域包括支援センターが市町村に設置され、2年目となつたが機能が十分にはたせない状況にあった。 ・県は引き続き地区医師会に委託して、専門職の質的向上、早期発見・医療体制の整備を図った。 ・また、福祉保健局において、各圏域の状況に応じて、懇話会を開催した。	・引き続き、人材育成と支援体制の整備を行うと共に、19年度から実施する西部地区をモデル地区とし認知症地域支援体制構築等推進事業を実施し、適切な支援体制を整備していく。	長寿社会課
・要介護認定に関する鳥取県の課題を認定審査会委員等の関係者に提起し、認識させることにより、広域連合ごとの改善の取り組みが活発になった。	・引き続き各種研修を継続し、介護サービスの質の向上と円滑な運営を図る。	
・高齢者の地域活動事例について実態把握を調査し、活動上の問題や課題を検討し、活動マップを作成することによって今後の具体的な活動を提案する材料とすることが期待できる。（成果品の作成は20年度）	・19年度調査・集計し、20年度活動マップを作成する2カ年計画で事業実施。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画 推進課 →H20子育て支援総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・高齢者、身体障害者等には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障害者向住宅として募集し、高倍率ではあるが、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。	・福祉団体等と連携し、需要に応じた供給をしていくこととする。	住宅政策課
・ハローワーク主導で訓練が行われるため、訓練実績を伸ばす対策を取りかねる。	・ハローワークとの連携を密にして、訓練の利用を促進する。	労働雇用課→ H20経済・雇用政策総室
・就職後の定着が困難なケースが多い。	・事業所へのアフターフォローが必要であるため、関係機関との連携を密にして行っていく。	

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう

①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○講習会、研修会の開催	・教職員等の研修による啓発	・教育センターにおいて、「男女共同参画社会をめざして」の講座を開設し、男女共同参画の意義や日々の学習における児童生徒への啓発や指導についての理解を深めることで、教員の指導力の向上を図るために研修を実施した。
○心や性等の健康問題対策事業	・学校等への専門家派遣 ・性教育研修会 ・性教育指導者養成研修会 ・ヘルスカウンセリングアドバイザーの派遣	・県立学校71回、中学校32回、小学校29回、養護教諭部会等団体へ産婦人科医・助産師等の専門家を派遣した。 ・各地域の指導者となる性教育指導者養成を目的とした研修会を年4回実施した。 ・今後は、学校を中心とした専門家や専門機関とのネットワークづくりを支援していくこととしている。

②配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・性犯罪の相談窓口周知を目的とした「性犯罪被害相談電話～性犯罪110番」と題した広報カードを平成19年も4,000枚作成し、各警察署への備え付け及び各警察署管轄内の関係機関への配布等を実施し、広報を行った。 ・平成18年10月から、鳥取県警察本部ホームページに「性犯罪に関する相談窓口（性犯罪110番）について」のページを新規作成し、継続掲示して広報に努めている。
○ストーカー対策の推進	・資器財の整備等	・これまで整備されている防犯ベルを被害者に貸し出して有効活用し、保護対策を図った。
○DVに悩む男性支援事業	・DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成と電話相談を実施する。	・DV加害者男性のための電話相談員養成講習会を開催。（18.9.30～10.1） ・毎月第3金曜日に加害者電話相談を実施。（18.10～）
○未来の親となるための学習推進	・親としての意識啓発のための生徒参考資料を配付し、デートDVについての知識を付与	・市町村等が行う講座等を通じ、高校生等に対して啓発を図るとともに、社会教育団体等の活動とも連携していくこととする。 ・学校訪問等で担当者に参考資料について説明をし、その活用を働きかけている。 ・保護者に対するデートDVについての意識啓発のため、教育だよりとつり夢ひろば40号（平成19年12月）に啓発記事を掲載した。 ・19年度において、例年作成している子育てに関する副読本を全面改定してデートDVについても記述し、県内の全ての高校2年生を対象に配付（7,000部）した。

③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介 ・関係機関、団体と連携 ・ストーカー、DV被害者等からの相談対応 ・女性警察官による性犯罪被害者からの相談受理	・県東・中・西部地区に「被害者カウンセラー」として委嘱している精神科医、臨床心理士（5人）を、カウンセリングを希望する被害者に紹介した。 ・平成19年11月、県・市町村の担当部門や民間団体との合同で、鳥取、倉吉、米子駅前で街頭広報を行うとともに、緊密な連携のもと、被害の継続・拡大防止を推進した。 ・相談者に対しては、これまでと同様に法律に規定する支援・警告等について確実に説明した上、相談者の意思を尊重した対応を行い、早期の事件化を推進した。 ・警察本部捜査第一課内に「性犯罪110番」を設置し、同課の性犯罪担当女性警察官が専門的に相談を受理する体制を整備している。 ・平成19年度は、県下各警察署の女性警察官15人を性犯罪指定検査員として指定し、5月には、相談受理要領の向上を図ることを目的とした「性犯罪被害者対策研修会」を開催して、女性職員による相談受理体制を整備している。
○(社)鳥取県人権文化センターの相談事業への支援（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う	（再掲）
○相談及び情報の提供等	・ピア・カウンセリングの推進、総合相談窓口の設置・運営等	・犯罪被害者等相談・支援事業 犯罪被害者等の被害からの早期回復に向けた支援策として、引き続き、ピア・カウンセリングを県内の犯罪被害者等で構成する自助グループに委託して実施するほか、新たに、相談職員スキルアップ研修会の開催、犯罪被害に関する総合相談窓口の設置、相談機関等の総合案内リーフレットの作成を行う。
○婦人相談所事業	・婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置する（夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助）	・婦人相談所に婦人相談員を1名配置して、DV被害者をはじめとした相談に対応している。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 講座の希望者（13人）は少なかったが、受講後の評価はかなり高く、日々の学習における児童生徒への指導について理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本研修の中に位置づけることが出来ないか検討する。（受講対象者を広げることが可能となる） 	教育センター
<ul style="list-style-type: none"> 各学校で事業を効果的に活用していただいている。特に専門家派遣に関しては、多くの学校から要望が出ていている。 指導者養成研修の実施により、各地域、各学校種における性教育の指導者育成ができる、それぞれにおける性教育に対する指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果等を検証しながらより充実した事業となるよう改善を図っていきたい。 	体育保健課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 近年、性犯罪の認知件数は減少傾向にあり、検挙率は上昇傾向にあることから、左記広報、相談の効果が出ているものと認められる。 相談電話から犯人検挙に至った事例、県外女性からの電話相談の事例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報カードの作成、ホームページへの掲示を図り、現事業を継続実施予定。 	捜査第一課
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は、県下警察署で被害者4人に防犯ベルを貸与し、相談者からは安心できる旨の意見が寄せられている。 電話相談だけでは、DV加害者更正につながりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き資器財の有効活用を図り、被害の継続・拡大防止に努める。 	生活安全企画課
<ul style="list-style-type: none"> 副読本については、教科「家庭」やホームルーム等での活用がなされている。 NPOへの委託事業等を通じ、児童・生徒の意識啓発を高めることができた。 教育によりにデートDVに関する記事を掲載して保護者の意識啓発に努めた。 副読本を県内の全ての高校2年生を対象に配付し、デートDVに関する意識啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> データDV等の予防、未然防止のための対策の検討が必要。 副読本について、教科教育研究会等で指導し、さらなる活用に努める。 引き続き意識啓発に努める。 副読本の資料等を随時更新しながら、引き続きその活用について、管理職や担当者等に働きかける。 学校と家庭地域が協力し、暴力は絶対許さないという人権意識を浸透させる。 	子ども家庭課 →H20子育て支援総室 高等学校課、家庭・地域教育課、人権教育課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングを受けた被害者から、恐怖心、不安感が軽減されたとの評価を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施するとともに、被害者に対する同制度の積極的な説明に努める。 	警察県民課
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と合同で街頭広報をしたことにより、関係機関とより一層の連携が図られ、事を早期、詳細に把握し、被害の継続、拡大防止が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との緊密な連携を一層推進する。 	生活安全企画課
<ul style="list-style-type: none"> 相談者の意向を十分に踏まえて相手方への警告、事件化等を実施し、相談者からは「相手から嫌がらせの電話等がなくなった。」旨の謝意も寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、担当者研修会等の教養を行い、適切な相談対応に努める。 	生活安全企画課
<ul style="list-style-type: none"> 近年、女性警察官数及び性犯罪指定捜査員経験者数の増加に伴って、概ね県下各警察署に女性警察官が配置され、随時女性警察官が性犯罪の相談を受理し、好評を得ている。 相談から被疑者検挙に至った事例もある。 性犯罪110番は、平成18年中26件、平成19年中は24件の架電を受理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪指定捜査員の増強及び早期育成を図り、現事業を継続実施予定。 	捜査第一課
(再掲)	(再掲)	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> 本県における犯罪被害者等支援のための取組みは緒についたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察及び警察所管の民間被害者支援団体（設立準備中）と十分連携を図ることが必要 	人権推進課 →H20くらしの安心推進課
<ul style="list-style-type: none"> DV等の早期発見、保護、更生につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者をはじめとした相談にきめ細やかに対応する。 	子ども家庭課 →H20子育て支援総室

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○外国人DV被害者支援員養成事業	・外国人DV被害者の通訳にあたるスタッフが不足しているため、通訳を行うことができる外国人等の養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止を図っていく	・外国人DV被害者等支援員養成研修会を開催（18.10.21～22） (現在、英語、タガログ語、中国語の支援員を登録)
○DVに悩む男性支援事業（再掲）	・DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成と電話相談を実施する	（再掲）
○男女共同参画センター（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	（再掲）

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する（二次的被害の防止）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化(H18)	・犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催	・19年度総会において、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス）を新規会員とし、犯罪被害者支援体制の強化を図った。
○性犯罪被害者に対する経済的支援	・初診料等の公費負担 ・診断書料の公費負担	・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るために、平成16年度より初診料等の公費負担制度を実施中であり、毎年10件前後の申請を受理し、申請に対しては全件公費負担を行った。 ・初診料等、診断書料の公費負担に加え、人工中絶費用の公費負担制度を制定した。
○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	【19年度実績】 DV被害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 <19年度応募状況>募集戸数83戸／応募者433名（5.22倍） <うちDV被害者>入居決定者2名／応募者3名
○婦人一時保護所費	・婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営を実施する	・婦人相談所一時保護所において一時保護を実施。
○ステップハウス運営事業	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できないため、被害者に住居を提供するとともに、心理ケアを施すことにより、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	・単身のDV被害女性など、他の法律で支援を受けられない女性に対して、住居を提供するとともに心理的ケアを行うステップハウスの運営を委託。
○DV被害者支援事業	①心のケア事業 ②女性に対する暴力防止普及啓発事業 ③関係機関研修会 ④関係機関連携強化事業 ⑤女性に対する暴力被害者支援事業 ⑥DV法保護対象外暴力被害者一時保護事業 ⑦夜間電話相談窓口設置事業 ⑧DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	・DV被害者の心のケアのため婦人相談所に心理療法担当職員を配置 ・女性に対する暴力防止普及啓発 ・街頭キャンペーンの実施 ・県及び国域で関係機関研修会、関係機関連携会議等の開催（母子生活支援施設、民間シェルター等へ補助実施） ・女性に対する暴力被害者支援（自立支援、医療費補助等） ・DV法保護対象外暴力被害者一時保護の実施 ・夜間電話相談窓口設置
○犯罪被害者等支援施策の総合的推進	・体制の整備（主管組織・府内連携体制）、総合相談窓口の設置・運営、支援施策の整理・普及・啓発	・犯罪被害者等相談・支援事業 犯罪被害者等の被害からの早期回復に向けた支援策として、新たに、犯罪被害者支援施策全般を担当し、犯罪被害に関する相談窓口となる総合相談窓口を設置するほか、市町村における犯罪被害者等支援施策の取組の促進を目的とした担当者会議を開催する。また、犯罪被害者等の多様な負担を抱える状況や社会的支援の必要性等について県民の理解を促進するため、講演会を開催する。

2 女性の健康を支援していく

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○体育実技等補助職員措置	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	・妊娠中の体育実技補助等補助職員については、今後も引き続き配置することとしている。
○学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を作成し、学校教育での性教育の充実を図る	・管理職、学校保健担当者、医療関係者、保健師等をまじえて性教育・エイズ教育研修会を実施した。また、手引き書の活用も含め、普及啓発に努めた。 ・性教育指導者養成を目的とした研修会を、年間4回実施し、各地域の指導者となっていただくようにした。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・ボランティアの活用により、外国人被害者の支援の充実が図られた。	・登録言語、ボランティア登録者を増やすため、引き続き、研修会等を開催する。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・法テラスの新規加入により、被害者支援体制の充実が図られた。	・引き続き、関係機関との連携強化に勤める。	警察県民課
・平成19年は、8件の公費負担の申請を受理し、経済的支援を実施している。	・現事業を継続実施するとともに、新たに「人工中絶費用」の公費負担を実施。	捜査第一課
・DV被害者が優先的に県営住宅に応募できる制度となっている。 ・応募倍率が高倍率のため真に住宅に困窮しているDV被害者がおられても、速やかに入居できない場合がある。	・DV被害者のプライバシーや現在の応募倍率の状況も考慮した上で、DV被害者への県営住宅の入居枠設定等の検討	住宅政策課
・被害者等の安全確保が図られた。	・被害者の安全確保を最優先に行う。	子ども家庭課 →H20子育て支援総室
・被害者等の精神的被害の回復と生活再建が図られた。	・今後も同様に実施する。	
・DVに関する啓発により、緊急を要する一時保護件数は平成15年度をピークに落ち着いてきている。相談体制、自立支援施策も定着してきている。	・「施策の定着」から「支援の質の充実」の展開が必要	
・本県における犯罪被害者等支援のための取組みは緒についたところ。	・警察及び警察所管の民間被害者支援団体（設立準備中）と十分連携を図ることが必要	人権推進課 →H20くらしの安心推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・補助職員を配置することにより、妊娠中の女子教諭の母体保護を図っている。	・引き続き配置する。	小中学校課、特別支援教育室 →H20特別支援教育課
・研修会の開催、手引書の活用を含んだ啓発により、学習指導要領に則した、発達段階に応じ、現代の課題にも即した性教育の実践が期待される。 ・指導者養成研修の実施により、各地域、各学校種における性教育の先進者育成ができ、それぞれにおける性教育に対する指導・助言を行うことができる。	・各地域、各学校種における性教育の指導者として、指導・助言の行える人材育成を図る。 ・担当学校種以外においての性教育全般の指導内容を理解するとともに、発達段階に応じた指導のあり方を研修するなど、実践に則した性教育の充実を図る。	体育保健課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○心や性等の健康問題対策事業（学校・地域保健連携推進事業）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施・産婦人科医等をヘルスカウンセリングアドバイザーに委嘱し、相談活動の助言・直接面談の実施	・県立学校138回、中学校41回、小学校51回、養護教諭部会等団体へ産婦人科医・助産師等の専門家を派遣した。 ・学校を中心とした専門家や専門機関とのネットワークづくりを支援した。
○女性の健康づくり支援事業	・健康に関する情報提供、相談体制の実施	・健康教育事業（保健所で思春期から更年期の女性に対する健康教育を実施） ・女性健康支援センター運営事業（保健所に設置し、女性の健康問題を受付）
○すくすく子育て健康支援事業	・多胎児を抱える保護者支援のための健康教室等開催	・倉吉、米子保健所において、医師等の専門家による講演会、保護者同士の交流会等を開催。 ・今後は市町村母子保健事業で一貫したサービスを受けられるよう支援を行う。
○思春期健康問題プロジェクト	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	・性の健康問題ワーキング、性感染症キャンペーンの実施、ピアカウンセラーの養成 ・今後は、圏域ごとに関係機関の連携を強化し、地域ぐるみで施策を推進する。

②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○妊娠中毒症等療養接護費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する接護費の給付	・低所得で妊娠中毒等に罹っている妊産婦に対し、早期に必要な医療が受けられるよう医療費の援助を実施。
○女性の健康づくり支援事業（再掲）	・健康に関する情報提供、相談の実施	（再掲）
○すくすく子育て健康支援事業（再掲）	・多胎児を抱える保護者支援のための健康教室等開催	（再掲）
○不妊治療等支援事業	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	・特定不妊治療費助成の内容の充実（助成額増等）とPR等により利用者の増を図っている。今後さらなる周知を図る。 ・不妊専門相談センター職員を研修に派遣し、相談体制の充実を図った。今後は、関係者の意見交換と研修等によりセンター機能の強化を図る。
○乳幼児すこやか発達相談指導事業	・発達の遅れが疑われる乳幼児を対象とした健康診査、健康教室の実施	・脳神経小児科医による発達面を中心とした健康診査及び指導を行った。 ・集団指導により家庭でできる遊び等発達指導を行った。
○女性のがん検診体制整備事業	・乳がん検診体制の整備及び受診啓発	・国のピンクリボンフェスティバルに運動し、夢みなとタワーライトアップ、マンモグラフィー検診を実施（10.11）

③性感染症、エイズなどの女性対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○エイズ予防対策事業	・正しい知識の普及啓発、予防教育	・正しい知識の普及啓発 ①イベントに併せて普及啓発 HIV検査普及週間（6/1～6/7）、性感染症予防キャンペーン（7月～9月）、世界エイズデー（12/1）等、イベントに併せ、パンフレット・啓発物の配布や、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用し普及啓発を実施している。 ②エイズ・性感染症検査・相談体制の充実・・・保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援をしている。 ・予防教育 ①関係機関と連携し、思春期等若いときから正しい知識の普及に努める。 各福祉保健局で、市町村・教育委員会・学校等と連携をとり、学校祭への協力、授業に講師として出かけたる等取り組んでいる。 ②出前講座・・・地域・職場からの要請により、福祉保健局で対応している。
○思春期健康問題プロジェクト（再掲）	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	（再掲）
○学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	・手引き等を作成し、学校教育での性教育の充実を図る	（再掲）
○心や性等の健康問題対策事業（学校・地域保健連携推進事業）（再掲）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施・産婦人科医等をヘルスカウンセリングアドバイザーに委嘱し、相談活動の助言・直接面談の実施	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・心や性等の健康問題対策事業（学校・地域保健連携推進事業）においては、年々学校の専門家派遣の希望が増え、教員と専門家による指導が充実してきている。	・本事業をとおして、学校と地域、地域の専門機関や専門家とのネットワーク形成を図ることにより、子どもたちが持つ健康課題の支援体制作りをめざす。	体育保健課
・相談件数は前年度より減少し。教育については、シリーズ化する等工夫が必要	・継続実施 ・全年代において、人工妊娠中絶実施率が高いため、思春期以外の望まない妊娠に関する相談支援を女性の健康づくり支援事業で実施し、相談窓口についても周知を図る。	健康政策課 →H20子育て支援総室
・倉吉管内では、3町合同による事業を実施した。	・平成20年度は米子保健所のみ実施予定	
・ピアカウンセラーについて、4年間で60人養成。各圏域で活躍中。 ・イベント、キャンペーン、講演会等を通して正しい知識の普及啓発は少しずつ進んでいる。	・継続実施 ・思春期の性の健康問題について、女性の健康づくり支援事業、エイズ予防対策事業と連携して推進する。	健康政策課 →H20子育て支援総室と協働実施

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・平成19年度実績3件	・継続実施	健康政策課 →H20子育て支援総室
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	健康政策課 →H20子育て支援総室
・特定不妊治療費助成の内容の充実（助成額増等）とPR等により利用者は増加している。 ・不妊専門相談センターが新聞で取り上げられスタッフ紹介がされたことにより相談者が増加している。不妊症看護認定看護師を配置した。	・継続実施 ・相談窓口の充実と連携強化のため関係機関の研修、情報交換等を実施する。	
・各圏域における二次的相談機関として機能している。	・発達障害支援体制等が整備された市町村については、一貫した母子保健サービスで二次健診もできるように支援する。	健康政策課 →H20障害福祉課
・タワーライトアップやマンモグラフィー健診等の実施により早期発見、予防の必要性を啓発した。	・普及啓発について、継続実施	健康政策課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・検査件数が増加し、普及啓発と検査体制の拡充の効果がみられる。教育委員会と連携し研修会を開催。各福祉保健局でも関係機関と連携をとりながら、積極的に予防活動に取り組んでいる。	・思春期対策に加え、大人への対策として、検査体制の充実を図る。 ・継続実施予定、大人対策についてさらに強化。	健康政策課
(再掲)	(再掲)	健康政策課 →H20子育て支援総室と協働実施
(再掲)	(再掲)	体育保健課
(再掲)	(再掲)	

III 男女共同参画施策の実施効果

1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

項目	所管課	計画策定時		直 近		目標値		目標値の考え方
県の審議会等における女性委員割合	職員課・男女共同参画推進課 男女共同参画推進課	43%	H18.4	42%	H19.4	40%を下回らない	H23	引き続き監視
男女共同参画を知っている県民の割合		57%	H16	57%	H16	100%	H23	
性別によって役割を固定する考え方に対する同感しない県民の割合		46%	H16	46%	H16	80%	H23	
男女共同参画人材バンク登録者数		168人	H18	173人	H20.2	200人	H23	
男女共同参画推進行動計画策定市町村		12市町村	H18.8	13市町村	H20.2	19市町村	H23	全市町村
男女共同参画交流室設置数		12市町村	H17.4	5市町村	H20.2	19市町村	H23	全市町村

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

項目	所管課	計画策定時		直 近		目標値		目標値の考え方
男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	24社	H18.9	173社	H20.3	350社	H20	
職場のセクシュアルハラスメント防止対策実施率		64%	H17	70%	H18.8	100%	H23	
ファミリー・サポート・センター設置市町村数		8市町村	H18.4	8市町村	H19.4	19市町村	H23	全市町村
介護休業制度普及率		78%	H17	85%	H18.8	100%	H23	
女性育児休業取得率(従業員10~29人)		54%	H17	41%	H18.8	70%	H23	全体平均並み
男性育児休業取得率		0%	H17	0.2%	H18.8	10%	H23	
男性県職員の育児休業取得率	職員課	2.4%	H17	4.88%	H19	10%以上	H21	引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。
県職員年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数		10.2日	H17	11.2日	H18	12日以上	H21	引き続き取得促進のための意識啓発や環境整備を進める。
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	1.1%	H17	1.8%	H19	10%以上	H21	引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。
年次有給休暇の教員1人当たり年間平均取得日数		10.2日	H17	10.7日	H19	15日以上	H21	引き続き取得促進のための意識啓発や環境整備を進める。
鳥取県家庭教育推進協力企業	家庭・地域教育課	52社	H19.2	126社	H20.3	120社	H20	
保育所に対する支援事業 ・延長保育 ・一時保育	子ども家庭課	2000人 194人 39カ所		11,752人 (延人數) 40カ所	H20.2	2106人 410人 59カ所	H23	全保育所が実施
放課後児童クラブ(クラブ数)		113クラブ	H18.6	120クラブ	H20.1	118クラブ	H21	市町村の設置予定数

現在の取り組み状況	今後の見通し
「附属機関委員選任基準」により、委員の男女比率の構成について基準を設定し、委員の選任に当たっては、目標値を下回らないように審査している。	委員選任にあたって審査を行っており、目標値はを下回らないよう引き続き監視していく。 →H20人事・評価室、男女共同参画推進課
2次計画のPRをはじめ、センターと共同した普及啓発活動実施。	第2次計画のリーフレット等を用い、研修会、講演会等でPRする予定。
2次計画のPRをはじめ、センターと共同した普及啓発活動実施。	自治会づくり支援事業等を通じ、具体的に働きかけを行っていく。
センター開催講座等の受講者への登録勧誘。	引き続きセンター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図る。
該当市町村に対し個別に状況確認中。	4町村は近々策定予定。残り2町の現状を確認し、個別に働きかける。
該当市町村に対し個別に状況確認中。	未設置の市町村の現状を確認し、個別に働きかける。

現在の取り組み状況	今後の見通し
建設業以外の企業等への働きかけ。 県出資法人等への取り組み推進。	業界団体等への個別の働きかけ。 県出資法人等への個別の働きかけを実施。
認定企業制度を通した事業所への働きかけ。	国と県との連携会議の開催と個別事業所への働きかけ。 →H20男女共同参画推進課、経済・雇用政策総室
未設置市町村に対する設置促進。	未設置の市町村の現状を確認し、個別に働きかける。 →H20子育て支援総室
認定企業制度を通した事業所への働きかけ。	国と県との連携会議の開催と個別事業所への働きかけ。 →H20男女共同参画推進課、経済・雇用政策総室
認定企業制度を通した事業所への働きかけ。	
認定企業制度を通した事業所への働きかけ。	
「子育て応援メッセージ」などで、制度周知や意識啓発などの情報発信を行っている。	目標達成に向け、引き続き意識啓発を進める。 →H20人事・評価室
ゴールデンウィーク、夏期休業前等に、年次有給休暇取得についての通知及び啓発チラシを配布している。	目標達成に向け、引き続き意識啓発や環境整備を進める。 →H20給与室
校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、子育て体験事例などを掲載した福利室の広報紙を活用して周知を図っている。	目標値に少しでも近づけるように、引き続き周知を図っていく。
各所属長及び職員に対して、休暇の取得しやすい環境づくりに努めること、休暇取得目標を設定することなど、積極的に年次有給休暇の取得促進を図るよう働きかけている。	目標値に少しでも近づけるように、引き続き周知を図っていく。
協力企業の目標数を200社に改め、引き続き協力企業の増加に努める。	19年度中に130社を目指す。
H19は 13市町 40施設が実施。 補助金額 14,849千円	全市町村の実施を目指す。 (※延長保育はH17年度から国の次世代育成支援対策交付金化) →H20子育て支援総室
放課後児童クラブの設置を促進するため、補助を行う。	市町村の設置予定を勘案しつつ、既設置クラブ及びクラブ新設に対する補助を行う。 →H20子育て支援総室

項目	所管課	計画策定時		直 近		目標値		目標値の考え方
農協における女性の正組合員	農政課	17.1%	H18.3	17.6%	H20.1末	30%	H23	
農協の支店等における女性運営委員数		10.0%	H18.3	11.6%	H20.1末	20%	H23	
指導農業士に占める女性の割合	農林総合技術研究院	34%	H18.3	34%	H20.3末	40%	H23	条例に基づき審議会等への4割以上の登用に準ずる。
家族経営協定締結農家数		125組	H18.3	137組	H20.3末	170組	H23	毎年8組程度締結
農業委員に占める女性の割合（選任委員中女性の割合）	経営支援課	23%	H18.3	23%	H19.3末	40%	H23	
女性起業グループ数	農林総合技術研究院	65組織	H18.3	77組織	H20.3末	80組織	H23	毎年3組織程度増加を目指す。
森林組合正組合員の女性比率	農政課	7.6%	H18.3	7.9%	H19.3末	8.0%	H23	年間10名の増加を目指す。
農協における女性役員数		10人	H18.3	7人	H20.1末	14人	H23	各農協4名以上を目指す。専門農協への働きかけ。
農協における女性総代割合		6.8%	H18.3	6.7%	H19.1末	8%	H23	農協、基幹支所5名程度の登用
生産部役員（役員）	農林総合技術研究院	6.0%	H18.3	6.5%	H20.3末	10%	H23	
生産部役員（生産指導員）		4.6%	H18.3	3.6%	H20.3末	10%	H23	役員に準じる。
女性認定農業者数	経営支援課	16人	H18.3	29人	H19.3末	60人	H23	年間10名程増加を目指す。
女性漁業士数	水産課	0人		0人	H19.12末	1人		現漁業士数32人→26人
漁協正組合員の女性比率		0.6% 25人	H17	2.31%	H19.12末	0.8%		
介護老人福祉施設	長寿社会課	2,851床	H18.10	2,851床	H19.3	2,879床	H20	
介護老人保健施設		2,778床	H18.10	2,790床	H19.3	2,790床	H20	
バス車両のバリアフリー化（低床バス）	交通政策課	29%	H18.1	33%	H20.3末	40%	H20	

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

項目	所管課	計画策定時		直 近		目標値		目標値の考え方
乳がん検診受診率	健康政策課	15.3%	H17	12.7%	H18	35%	H23	
子宮がん検診受診率		17.5%	H17	18.1%	H18	35%	H23	

現在の取り組み状況	今後の見通し
農林水産業団体を対象に、男女共同参画をテーマとした研修を実施（H19.2）。 農業団体を対象に、男女共同参画推進企業認定制度の説明会を開催。	農林水産業団体を対象に行う人権研修会の内で、男女共同参画についても説明等を行う予定。
農林水産業団体を対象に、男女共同参画をテーマとした研修を実施（H19.2）。 農業団体を対象に、男女共同参画推進企業認定制度の説明会を開催。	農林水産業団体を対象に行う人権研修会の内で、男女共同参画についても説明等を行う予定。
指導農業士の認定に当たって、女性農業者のリーダーに働きかけを実施。現状値は、平成20年1月に、認定された女性の指導農業士の数値であり、次回の認定（平成23年1月）まで同じ数値で推移。	女性の進出が難しい職業であり、また、女性従業者も指導的な者が少ないとから、目標達成は難しい。 →H20農林総合研究所
平成23年度目標値を達成するため年次別目標値を設定し推進。	→H20農林総合研究所
平成20年7月6日の統一選挙時の改選に向けて、農林水産省経営局長通知（H20.3.11）で女性の農業委員会への参画促進について通知され、各市町村へは平成20年3月27日付で同内容について通知。	農業委員の任期が終了する3年ごとに統一選が行われており、次回の統一選はH20.7予定。これに併せて議会推薦の選任委員も改選されることから、この改選に向けて、県農業会議が中心となり、市町村（議会）に女性農業委員の選任を働きかけていく。
新規及び意欲的に取り組むグループに対して、計画的に指導助言を行う。	→H20農林総合研究所
農林水産業団体を対象に、男女共同参画をテーマとした研修を実施（H19.2）。	農林水産業団体を対象に行う人権研修会の内で、男女共同参画についても説明等を行う予定。
農林水産業団体を対象に、男女共同参画をテーマとした研修を実施（H19.2）。 農業団体を対象に、男女共同参画推進企業認定制度の説明会を開催。	農林水産業団体を対象に行う人権研修会の内で、男女共同参画についても説明等を行う予定。
農林水産業団体を対象に、男女共同参画をテーマとした研修を実施（H19.2）。 農業団体を対象に、男女共同参画推進企業認定制度の説明会を開催。	農林水産業団体を対象に行う人権研修会の内で、男女共同参画についても説明等を行う予定。
農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	→H20農林総合研究所
農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	→H20農林総合研究所
各市町村担い手総合支援センターで、経営改善計画認定制度の活用を希望する農業者に対して制度の説明、活用などについて助言・支援を行っている。	
H17に鳥取県指導漁業士認定事業実施要領を改正し、漁業者でなくとも漁業従事している女性が漁業士になれるようにした。 H18,19年には女性部活動が盛んな地区の主だった女性に漁業士のPRを行ったが、漁業士に名乗り出る者はいなかった。	
農林水産業団体を対象に、職場等における男女共同参画をテーマとした研修を実施（H19.2）	→H20農政課
新たな施設整備は行わない（地域密着型を除く）。 既存施設の個室ユニット化を推進する。	第4期計画（計画期間H21～23）において、療養病床の再編を勘案しながら、目標値を検討する。
新たな施設整備は行わない。 既存施設の個室ユニット化を推進する。	第4期計画（計画期間H21～23）において、療養病床の再編を勘案しながら、目標値を検討する。
国庫補助対象路線を運行する低床バス購入に対して、国と協調してバス事業者に補助を行っている。	継続実施していく。

現在の取り組み状況	今後の見通し
各市町村へ受診率向上へ働きかけを実施。女性のがん検診に対する普及啓発を実施。	
各市町村へ受診率向上へ働きかけを実施。女性のがん検診に対する普及啓発を実施。	

2 評価・今後の課題

県では、平成13年7月に策定した鳥取県男女共同参画計画（計画期間：平成13～18年度）の後を受け、「第2次鳥取県男女共同参画計画」（計画期間：平成19～23年度）を平成19年3月に策定しました。

計画の見直しにあたっては、少子高齢化を背景に、家庭の力や地域社会での支え合いが以前に比べかなり弱くなっている状況を踏まえ、家庭や地域の役割や力を回復させるため、女性はもちろん、男性の働き方の見直しが重要であると考えました。また、住民自治の現場で、家庭や地域社会の役割が大切にされ、地域や家庭で男女共同参画の取組がより一層深まるよう重点をおいて策定しました。

さらに、「鳥取県の目指す男女共同参画社会の姿」を計画の冒頭に掲げ、この計画が県民の皆さんに十分に理解・納得されて具体的な行動の指針となるよう、県や市町村、自治会などの各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携しながら進めていくこととしています。

平成19年度は、計画策定にあわせて設定した数値目標を目安に、この計画期間の初年度として各種施策に取り組みました。着実な進捗が認められる分野がある一方で、行政自らが更に取り組むべき課題、県民の皆さん一人ひとりの認識を深め、多方面の理解を得ながら取り組んでいくべき課題があります。

以下、テーマ別に評価と課題を記します。

<テーマA>男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

【評価】

県の審議会等に占める女性委員の割合は4割を維持し、議会議員や各種行政委員会など、行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画は着実に推進されています。

市町村では、ほとんどの市町村で計画を策定もしくは策定に向かって取り組まれるなど、合併後の取組が進んでいます。

地域での男女共同参画・支え合いが進むよう、男女共同参画の視点を加えて地域づくりに取り組む自治会の活動事例集を作成しました。今後、これを啓発やリーダー養成に活用していくこととしています。

また、防災・復興分野では、男女共同参画の視点から「鳥取県地域防災計画」の見直しが行われたほか、地域の防災活動への女性の参画を推進する取組（協議会）が進められました。

【課題】

市町村では、自治体間での温度差が明確になってきており、地域の実情に応じた条例制定、計画策定や各種施策の推進など、住民に最も身近な市町村の取組が進むよう、県として働きかけ、サポートをしていくことが必要です。

自治会など地域における方針決定過程への女性の参画状況は、分野により大きく偏りが見られ、背景には依然として男女の固定的役割分担意識が残っているものと思われます。

引き続き、男女共同参画への「気づき」、専門知識や実践ノウハウを学ぶ機会を設け、男女ともに、あらゆる分野へ参画することができる人材の掘り起こしと地域のリーダーの養成、活用に取り組むことが必要です。

<テーマB>職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

【評価】

男女ともに能力が發揮でき、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を認

定する「鳥取県男女共同参画推進企業」は173社、事業所との連携により子育て環境を整備しようとする「鳥取県家庭教育推進協力企業」は126社となり、いずれも大幅に増加しました。

時間外・延長保育や放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立に向けた支援も進められています。

農林水産・商工業などの自営業分野においては、農業における「家族経営協定締結数」や「女性認定農業者数」が伸びてきています。

【課題】

本県は女性就業率が高く、事業所規模では中小企業がほとんどであり、また農林水産業への従事者も多いことから、これらを前提とした職場や家庭の環境づくりを考えなければなりません。また、雇用形態も多様化し、男女ともにパートやアルバイト、派遣や契約社員が増えています。

事業所における育児・介護休業制度の整備は徐々に進んできていますが、小規模事業所でまだ整備されていない傾向にあり、取得率も男女ともまだ十分ではありません。男女がともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の概念など、男女共同参画推進企業認定制度の趣旨と取り組むことの利点を、事業所規模・業種を問わず広く普及啓発していく必要があります。

農林水産分野では、家族経営協定締結数などの数値は徐々に伸びてきているものの、農業の就業人口の過半数を女性が占め、担い手として重要であることから考えると、まだ十分とは言えず、関連団体を通じて啓発の機会を増やし、関心と理解を得られるよう努めなければなりません。

また、少子化対策を中心とした次世代育成支援に加え、高齢者社会に対応した取組も重要度が増していくことから、官民の連携や一層の協力のもと、男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

<テーマC>女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

【評価】

D V被害者の支援について、関係機関・民間団体等が相互に連携・協働により、相談から保護、自立の支援まで各種施策が実施されています。また、平成20年2月に「鳥取県D V被害者支援計画」（計画期間：平成23年2月までの3年間）が改訂され、市町村との連携強化、施策の充実、未然防止などの課題解決に取り組んでいくこととなりました。

保健所におけるH I V抗体検査件数は年々増加しており、各種啓発と体制拡充の効果がみられます。

【課題】

福祉相談センターなどに寄せられるD Vに係る相談は、毎年総相談件数の1／4程度の割合を占めており、今後も被害者支援の取組と制度の周知を続ける必要があります。また、県男女共同参画センター“よりん彩”への相談事例から、加害者・被害者とともにD Vに係る知識が不足していることが課題として浮かび上りました。暴力の潜在化や2次被害を防いでいくためにも、一人ひとりが正しい知識を得る必要があります。

また、恋人間においてもデートD Vと呼ばれる暴力があるとされ、D Vの未然防止に係る教育や啓発、被害者や加害者にならないための施策検討に力を入れていく必要があります。

本県は人工妊娠中絶の実施率が全国と比べ高い数値で推移しており、思春期からの健康管理や各種検診の必要性について理解を深める取組が必要です。